Logo

Description automatically generated

**EU　第2・3回審査　事前質問事項前　EDFパラレポ**

ヨーロッパ障害フォーラム

2022年2月

（JD仮訳）

Alternative report for the second review of the EU by the CRPD Committee

**European Disability Forum**

本書は、欧州連合（EU）の財政支援を受けた。本書に含まれる情報は、必ずしも欧州委員会（EC）の公式見解を反映したものではない。

**目次**

ヨーロッパ障害者フォーラム

要旨

背景

方法

略語と頭字語（アクロニム）

用語集

**第1部 国連障害者権利条約の一般条項の検討**

第1～4条：一般原則と義務

第5条：平等及び無差別

第6条：障害のある女性

第7条：障害のある子ども

第8条：意識の向上

第9条：アクセシビリティ

第10条 : 生命に対する権利

第11条：危険な状況および人道的緊急事態

第12条：法律の前にひとしく認められる権利

第13条：司法手続の利用の機会

第14条：身体の自由及び安全

第15条：拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条：個人をそのままの状態で保護すること

第18条：移動の自由及び国籍についての権利

第19条：自立生活と地域社会へのインクルージョン

第20条：個人の移動を容易にすること

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第22条：プライバシーの尊重

第23条：家庭と家族の尊重

第24条：教育

第25～26条：健康、ハビリテーション、リハビリテーション

第27条：労働及び雇用

第28条：相当な生活水準及び社会的な保障

第29条：政治的及び公的活動への参加

第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

第31条：統計及び資料の収集

第32条：国際協力

第33条：国内における実施及び監視

**第2部：欧州連合（EU）組織の条約遵守（行政として）**

第1および2条：目的および定義

第4条：一般的な義務

第5条：平等及び無差別

第9条：アクセシビリティ

第13条：司法手続の利用の機会

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第24条：教育

第25条：健康

第27条：労働及び雇用

第29条：政治的及び公的活動への参加

第31条：統計及び資料の収集

**ヨーロッパ障害フォーラム**

ヨーロッパ障害フォーラム（EDF: European Disability Forum）は、ヨーロッパの1億人を超える障害のある人の利益を擁護する障害のある人の包括組織である。

我々は、ヨーロッパ各地の代表的な障害者団体（DPOs: organisations of persons with disabilities）をまとめる独立した非政府組織である。現在、さまざまな障害者団体を代表するヨーロッパ全域の組織や各国の障害者協議会など、101の会員を擁している。加盟団体の会員を考慮すると、3000以上の団体が集まっている。

我々は、障害のある人とその家族によって運営されている。我々は、ヨーロッパにおける障害のある人の統一された強い声である。

**要約**

EDFの代替報告書（パラレルレポート）は、2015年の国連障害者権利委員会（CRPD委員会）による最初の審査以降、障害者権利条約（以下、「CRPD」または「条約」）の欧州連合（EU）での実施状況を検証するものである。本報告書は大きく2部構成となっており、第1部では政策活動における条約の実施を分析し、第2部では行政としてのEU組織内の実施をみている。条項ごとに主な懸念を列挙し、「報告前質問事項」を提案している。

EDFのこの報告書は、欧州アクセシビリティ法の採択、障害者権利新10年戦略の採択、マラケシュ条約[[1]](#footnote-1)の批准など、EUによる進展が見られる一方で、CRPDの全体目的である「すべての障害のある人によるすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受の促進、保護、確保」がまだ実現されていないことを強調している。

**EDFの主な懸念事項は以下の通り**

1. **CRPDとの法的調和：** 欧州委員会（EC）は、CRPDとの法的調和（整合性）を確保するための措置をとっていない。既存の法律や政策の見直しは行われていない。

2. **EU法の実施と執行：** 雇用平等指令、EU旅客の権利パッケージ（航空、鉄道、長距離バスと一般バス、船舶の旅客の権利に関する規制）、鉄道アクセシビリティ規則[[2]](#footnote-2)、視聴覚メディアサービス指令[[3]](#footnote-3)、被害者権利指令など、障害のある人の権利に関する既存のEU法は、効果的な実施と執行に欠けている。

3. **障害のある人との協議と参画：** 障害のある人とその代表組織の協議のための明確に制度化された、あるいは文書化されたプロセスは存在しない。協議はすべての機関において場当たり的なものにとどまっている。審議会のようないくつかの機関や団体では、協議が行われないか、最小限の関与しかない。さらに、意見募集のためのデジタルツールはアクセシブルではなく、アクセシブルなわかりやすい版で提供されてもいない。

4. **差別からの保護：** EU の差別禁止法は、その範囲に一貫性がなく、さまざまな差別理由の間に序列が設けられている。障害のある人は、雇用と職業訓練における差別からしか保護されない。EUの法律は、複合的・交差的な形態の差別や、関係者であることによる差別を対象としていない。2008年に提案された均等待遇指令が理事会で停滞しているため、EUはまだ水平的な差別禁止法（horizontal antidiscrimination legislation　訳注　性、障害、人種など要因の間に優先順位を設けず、平等に扱う差別禁止法制のこと）を採択していない。EU全域で差別の被害者を保護するための平等機関の法的要件は存在しない。

5. **障害のある女性：** ジェンダー平等や障害に関するEUの法律や政策は、障害のある女性や少女の権利やニーズを十分に考慮していない。彼女たちは、他の女性よりも高い暴力のリスクに直面し続け、雇用、教育、医療へのアクセスにおいて障害のある男性よりも多くの差別を受け、強制不妊手術などの人権侵害にさらされている。

6. **アクセシビリティ：** EU のアクセシビリティに関する法律[[4]](#footnote-4)は近年進歩しているが、障害のある人はいまだに建築環境、交通、デジタル技術、情報・通信、サービスへの平等なアクセスができない。手頃な価格の支援機器が利用できず、利用しやすい形式（手話言語を含む）の情報やコミュニケーションがないため、多くの障害のある人がEUの域内市場に積極的かつ完全に参加することができない。さらに、EU条約に基づく基本的自由のひとつである移動の自由を奪っている。デジタルサービスやプラットフォーム、そして人工知能を規制するデジタル領域における最近の立法提案は、デジタル部門におけるアクセシビリティ要件の主流化が不十分であることを証明している[[5]](#footnote-5)。

7. **市民保護、人道的活動、気候対策：** 欧州および世界の障害のある人は、紛争や、COVID-19の流行、洪水、熱波などの自然現象から、依然として特に大きな影響を受けている。近年、この分野の国際政策やEU政策には改善が見られるが、これらの枠組みはまだ実施されておらず、人道的活動、市民保護、災害リスク軽減、気候対策、難民政策における障害のある人のインクルージョンを担当する機関間の結束と協力が不十分なため、進展が遅れている。さらに、EUの気候に関する目標や政策は、持続可能性や災害リスク軽減といった社会的側面に十分な焦点をあてていない。気候に関する緩和策も適応策も、障害のある人を十分に考慮したものではない。

8. **法的能力の否定：** 法的能力が否定または制限されている障害のある人は、公正な裁判を受ける権利、どこに住むかを決める権利、雇用や商業契約を結ぶ権利、金融取引を行う権利、プライバシー、欧州や国の選挙における投票や立候補など、EU法に由来する多くの権利を享受・行使することができない。

9. **司法へのアクセス：** EUおよび国内レベルの司法制度は、障害のある人にとって十分に利用しやすいものではない。被害者であれ、証人であれ、被疑者・被告人であれ、職員であれ、障害のある人はその権利を行使する上で多くの障壁に直面する。司法制度に取り組むEUの法律は、障害のある人にとってアクセスしやすく、公正な裁判を受ける権利を保障するような形で実施されていない。EU司法スコアボード（EU Justice Scoreboard　訳注　EU各国の司法制度の独立性と質、効率性を分析した報告書。毎年作成される。）は、各国の司法制度がCRPDに準拠しているかどうかを評価するものではない。

10. **暴力：** 障害のある人、特に障害のある子どもや女性、知的障害のある人や自閉症者、障害のある高齢者、閉鎖的な環境で暮らす障害のある人は、他の人々よりも今なお暴力や虐待の高いリスクにさらされている。EUは、女性に対する暴力と家庭内暴力に関するイスタンブール条約[[6]](#footnote-6)を批准しておらず、暴力と闘うその他の措置も採用していない。

11. **移動の自由：** 障害のある人は、一時的に別の加盟国に移動する場合、出身国の社会保障手当を移すことができない。実際、27のEU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスの市民権を持つ障害のある人が、EU条約に基づくEU全域で自由に生活し働く権利を否定するものである。他の加盟国に永住する場合でも、障害のある人であることを認めてもらうのが難しく、さらに官僚的な負担に直面することがよくある。このことは、交換プログラムに参加している若者にも影響を与える。

12. **EU資金の使用と自立生活：** 一部の加盟国は、CRPDに沿った地域ベースの代替策を開発したり、パーソナルアシスタンスに補助したりするのではなく、施設介護を維持・促進するために「構造基金」（訳注　EUの地域間格差是正を目的とする基金で、積み立てた基金を再配分する）を使用してきた。この結果、EU内の施設では人権侵害が続いている。EUレベルのデータ収集は、施設での生活を含まない「世帯」で暮らす人々に焦点を当てているため、EUは施設で暮らす人々に関するデータ収集にも失敗している。つまり、EUは、このような環境で暮らす人々の数を明確に把握しておらず、EUの資金が促進するはずの施設収容からの脱却の進捗を測定する手段も持ち合わせていない。

13. **健康：** EUは、COVID-19の流行時にとられた措置や、予防から検診、治療までの「欧州がん撲滅計画」を含め、健康政策において障害のある人の権利とニーズを考慮していない。障害に基づく差別を禁止し、医療へのアクセスに合理的配慮を要求しているのは、EU加盟国のうち14カ国だけである。

14. **政治的・公的活動への参加：** EUは、1976年の選挙法をCRPDと整合させていない。全面的または部分的後見の下にある障害のある人の、ヨーロッパの選挙で投票する権利を否定している加盟国が14カ国ある（約40万人）。すべての障害のある人が欧州議会選挙の候補者として立候補する権利を有する加盟国は、わずか7カ国である。そして、多くのアクセシビリティの障壁が、何百万人もの障害のある人の選挙への参加を妨げている。同様に、「ヨーロッパ未来会議（the Conference on the Future of Europe）」のような民主主義の取り組みは、障害のある人にはアクセスしにくいものである[[7]](#footnote-7)。

15. **データ収集：** EUレベルでは、障害のある人に関する信頼できるデータは非常に限られている。例えば、施設にいる障害のある人、障害のある女性や少女、LGBTIQ+（訳注　LGBTに、LGBTだけでは表せない多様な性のあり方（Q+）を組み合わせた、セクシュアル・マイノリティの総称。近年、使われるようになってきた。）の障害のある人、ロマ（Roma）やトラベラーズ（Travellers）のような少数民族の障害のある人に関する情報は、ほとんど存在しない。また、障害の種類、性別、年齢別にデータが集計されておらず、データ収集や調査がすべての障害のある人にとって利用しやすいとは限らない。したがって、ヨーロッパ全体の障害のある人の状況を正確に評価することは不可能である（例えば、緊急事態との関連も含めて）。

16. **世界の中のEU：** EUは国際協力の分野では最大のドナーであるが、EUの障害インクルーシブな開発政策とプログラムを強化するためのすべての適切な措置をまだとってはいない。障害のある人の視点や声は、EUのグローバルな政策に含まれていない。

17. **CRPDの実施と監視：** EUは、CRPDユニットを設置しておらず、すべての機関、官庁、団体には連絡先を指名しておらず、委員会、欧州議会、理事会の間で条約の実施を調整するための組織間メカニズムも設立していない。

**背景**

欧州連合（EU）は、ヨーロッパ大陸の大部分を占める[EU加盟27カ国](https://europa.eu/european-union/about-eu/countries/member-countries_en)による独特な経済・政治連合である。

EUは、2010年に国連の障害者権利条約を批准した最初の地域機関である。2015年に国連障害者権利委員会の初回審査を受けた。それ以来EUではいくつかの出来事があった。

**・**2018年3月以降はEUの全加盟国がCRPDを批准している。

**・**2020年1月31日、イギリスがEUから離脱。それ以前の加盟国は28カ国であった。

**・**2015年以降、2期の[欧州委員協議会](https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2019-2024_en)（colleges of Commissioners）が欧州委員会（EUの執行機関）の活動を主導した。現在の協議会は、ウルスラ・フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen）欧州委員会委員長が率い、任期は5年（2019-2024年）である。協議会は、EU加盟国から27名の委員が参加し、平等、司法、雇用、社会的権利、健康、食品安全、民主主義、人口統計、価値、透明性など、特定の政策分野を担当する。CRPDの実施は、平等担当委員であるヘレナ・ダリ―（Helena Dalli）の権限下にある。

**方法**

この代替報告書（パラレルレポート）は、ヨーロッパ障害フォーラムの事務局が、同フォーラムの執行委員会、理事会、会員の密接な協力と指導のもとに作成した。このプロセスには、EDFの青年女性委員会も密接に関与している。2021年9月から2022年1月にかけて、机上調査とEDFの国別およびヨーロッパのメンバーとの協議を通じて情報が収集された。

以下の組織からとくに大きな貢献があった。エイジ・プラットフォーム（AGE Platform、訳注　ヨーロッパの高齢者の声を発信するNGO）、ヨーロッパ・アルツハイマー協会（Alzheimer Europe）、ヨーロッパ自閉症協会（Autism Europe）、ベルギー障害フォーラム（Belgian Disability Forum）、ヨーロッパ家族組織連盟（COFACE Families Europe）、デンマーク障害者団体（Disabled People's Organisation Denmark）、ヨーロッパ盲人連合、ヨーロッパ盲ろう者連合、ヨーロッパ難聴者連盟、ヨーロッパ平等団体ネットワーク（Equinet）、ヨーロッパ女性ロビー、ヨーロッパろう者連合、ヨーロッパ育成会連盟（Inclusion Europe）、精神保健ヨーロッパ、全国障害者連合（ギリシャ）。

本報告書の第2部では、EUの各機関・団体の障害者支援グループの貢献や、各機関の職員・元職員、ヨーロッパ学校（訳注　EU機関の職員の子どもを主に受け入れる13の学校のネットワーク。学費は無料。）に登録している、または登録していた子どもの保護者の生の声を通じて、情報を得ることができた。

**略語と頭字語**

CRPD 障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）

DG 総局（Directorate-General）(欧州委員会の）

DPO 障害者団体／障害のある人の団体（Disabled People Organisation / Organisation of Persons with Disabilities）

EU 欧州連合（European Union）

FRA 基本権庁（Fundamental Rights Agency）

UN 国連（United Nations）

**用語集**

**EU理事会（Council of the European Union）：**

EU加盟国政府を代表する機関で、EU各国の閣僚が集まり、欧州議会と合意して法律を採択し、政策を調整する。

**欧州評議会（Council of Europe）：**

ヨーロッパにおける人権、民主主義、法の支配を擁護することを目的に1949年に設立された国際機関。ヨーロッパ人権条約を批准した47カ国が加盟しており、EUから独立した組織であるヨーロッパ人権裁判所の監督下にある。

**(EU）指令（Directive）：**

すべてのEU諸国が達成しなければならない目標を定めた法律。指令は国レベルで変換（翻訳）されなければならない。つまりこの目標をどう達成するかは、各国の法律に基づいて決定される（例えば、既存の国内法の改正や新法の導入）。

**欧州委員会（European Commission）：**

政治的に独立したEUの行政機関。EUの法律や政策を提案し、その実施を監視することを主な任務とする。

**欧州理事会（European Council）：**

EUの首脳が集まり、EUの政治課題を設定する機関。EU加盟国間の政治的協力の最高レベル。EU加盟国の首脳、欧州理事会議長、欧州委員会委員長で構成される。

**欧州議会（European Parliament）：**

EUの選挙で選ばれた議会機関であり、欧州連合理事会の同意を得てEUの法律を採択する役割を持つ。

**ヨーロピアン・セメスター（欧州半期）（European Semester）：**

EU全域の経済・雇用政策を統合的に監視・調整するための枠組み。2011年に導入されて以来、EU諸国の財政・経済・雇用政策の課題を共通の年次スケジュールで議論する場として定着している。

**（EUの）加盟国（Member State）：**

EUは27カ国からなり、加盟国とも呼ばれる。各加盟国はEUの設立条約に加盟しており、加盟国としての特権と義務を負っている。ほとんどの国際機関の加盟国とは異なり、EUの加盟国は拘束力のある法律に従う。

**(法律）規定（Provision）：**

法律文書、法律などにおいて、ある特定の事柄を規定する条項、条文のこと。

**(EU）規則（Regulation）：**

**すべての**EU加盟国に全体として適用されなければならない法律（拘束力のある法律）。採択されると、法令は自動的に国内法になる（EU指令と異なる）。

**決議（Resolution）：**

欧州議会が本会議で採択した文章で、特定の分野に関する議会の立場を表明する。

**構造投資基金（Structural and Investments Funds）：**

経済的、社会的、地域的な結束を支援し、包括的な政策であるEUの目標を実現することを目的としたEUの資金。ヨーロッパ地域開発基金（ERDF）、ヨーロッパ社会基金（ESF）、結束基金（CF）の3つが障害のある人の生活環境に直接影響を与える。

**移換（国内法への移し換え）（Transposition）：**

EU加盟国が適切な実施措置を採択することにより、指令（directive）に効力を与えるプロセス。第一次立法（訳注　EU・ECの憲法）または第二次立法（訳注　第一次法の実現や第一次法の補足のために、EU・ECの諸機関が定める法令）によって行われる。（訳注　翻訳，手話言語，点字，分かりやすい版などへの移し換え，各国の法へのインプリメントなどを含む）

**第1部 国連障害者権利条約の一般条項の検討**

**第1～4条： 一般原則と義務**

**選択議定書の批准**

EUはCRPDの選択議定書を批准していない。加盟国中21カ国は批准している[[8]](#footnote-8)。

**質問案**

**・**条約の選択議定書の批准のためのEUの措置と時間枠はどのようなものですか？

**CRPDとの法的調和**

CRPD委員会が勧告した法律や政策の見直し、**権限宣言（declaration of competences）[[9]](#footnote-9)とその法令リスト[[10]](#footnote-10)**の更新は行われていない。EUは、このCRPDとの法的調和をどのように確保するかについて、まだ計画や戦略を提案していない。

廃止または改定されるべき法律や政策の例には以下のものがある。

**・**[障害のある人の航空旅客権に関する規則1107/2006](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1461848271915&uri=CELEX:32006R1107)は、障害のある人が「安全上のリスク」と見なされる場合、航空会社が障害のある人の搭乗を拒否することを依然として認めている。これは規則で定義されていないため、しばしば恣意的に使われ、乗客が犠牲となっている。

**・**[障害のある人のためのEU鉄道制度の相互運用技術仕様規則1300/2014（「TSI-PRM」）](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1461849314755&uri=CELEX:32014R1300)は、車両と駅のアクセシビリティに関するものであるが、一部では、アクセシブルでない列車の製造と販売をまだ認めている。

法律や政策の見直しに加え、EUが法律や出版物、ウェブサイトで使用している**用語**の見直しも重要である。第8条「意識の向上」の項参照。

最後に、欧州委員会（EC）の**影響評価ガイドライン（impact assessment guidelines）**[[11]](#footnote-11)はCRPDより前のものであり、政策がCRPDに準拠しているかどうかを適切に評価するものではない。2021年11月、欧州委員会は[「より良い規則ガイドライン」とツールボックス](https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/planning-and-proposing-law/better-regulation-why-and-how/better-regulation-guidelines-and-toolbox_en)（障害のある人とアクセシビリティに言及している）を発表した。本報告書提出時点では、本ガイドラインの影響については未検討であった。

EUでは、主流化が十分に確保されていない。例として、EUの「グリーンディールEU Green Deal 　訳注　EUの地球温暖化対策、循環型経済へ向けた産業戦略など、環境政策の枠にとどまらない、経済・社会政策を含む多面的戦略。）」があげられる。EUの「グリーンディール」から生じるすべての新しい法律、取り組み、プログラムは、協議と意思決定のためのすべての手順とプラットフォームを含め、CRPDに沿ったものであり、障害のある人を完全に包摂するものでなければならない。

**質問案**

**・**障害のある人の生活に影響を与えるEUの法律と政策の見直しを行い、それに応じてEUの権限宣言とその文書リストを更新するための日程表を示してください。

**・**EUは、既存および新規のすべての法律、政策、プログラムのCRPDとの法的調和を確保するために、どのような実際的な取り組みをしますか。

**CRPDの実施戦略**

これまでの10年間の欧州障害戦略は、2020年に終了した。2021年3月、欧州委員会は、障害者団体との協議を経て、「[障害のある人の権利に関する新戦略2021-2030](https://www.edf-feph.org/content/uploads/2021/03/KE0221257ENN_002-proof-2.pdf)」（以下、「障害者権利戦略」）を採択した。

同戦略は、CRPDに基づき、2015年にCRPD委員会からEUが受けた勧告を想起させる内容となっている。しかし、いくつかの行動は非常に具体的で、明確なタイムフレームがある一方で、他の目標はより抽象的であり、戦略を完全に実施するためのすべての行動の日付を示し、行動計画の形でさらに精緻化する必要がある。例えば、欧州委員会は、労働移動および給付（サービス提供条件に関して）などの分野で、加盟国と協力して障害者資格の相互承認の範囲を拡大することを計画している。しかし今のところ、この活動のための日程と資源は確立されていない。

また、一部の団体からは、この戦略やEU全般が、認知症やアルツハイマーなどの認知・神経症状の結果としての障害にほとんど、あるいはまったく注意を払っていないという懸念も出されている[[12]](#footnote-12)。

**質問案**

**・**欧州障害者権利戦略の実施に関するより詳細な行動計画（CRPDの実施を促進するための法律や政策の採択に向けたステップの中間目標を含む）を練るために欧州委員会が予見している方策は何ですか。

**障害者を代表する組織の積極的な関与と参加**

条約の要件を満たすために、EUの法律や政策の策定と実施に、すべての属性の障害のある人とその代表組織が参加するための包括的で利用しやすい手続きと仕組みを確立する法的規定は存在しない。EUのすべての機関において、協議は依然場当たり的である。

特に、欧州連合理事会では、障害者団体が協議に参加することはない。このことは、立法過程の大きな問題を引き起こしている。欧州委員会と欧州議会がCRPDに準拠した変更を法律に盛り込むことを望んでも、理事会がしばしばそれを阻止する（たとえば、水平的無差別指令案や鉄道旅客権利規則の改定などに関して）。障害者団体は、理事会の手続きや決定に関する情報に十分アクセスできないため、障害のある人の権利に反して、事実上、非公開で決定が行われている。

特に、障害者運動は次のことを提唱している。

**・**欧州委員会の障害者サービス間グループへの参加、および、交通、ICT、社会政策、人権など、障害のある人に直接関係するあらゆる訴えに関する欧州連合理事会の[ワーキンググループ](https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/preparatory-bodies/)の会議への参加。

**・**欧州連合理事会のワーキンググループなどの作業に関するタイムリーな情報（議題、準備文書、議事録、会議の記録など）をアクセシブルなフォーマットで入手できること。

協議へのアクセシビリティの欠如に関するより詳しい情報は、第2部**第9条**を参照。またEUは、特に障害者団体がより有意義に参加できるよう、より配慮した適切な時間を提供すべきであるということも重要である。一部の協議は、非常に短い時間枠で、かつ/または、すべての利害関係者が構成員の参加を含めて有意義に参加できない休暇中に開催される。

**質問案**

**・** EUは、あらゆる多様性を持つ障害のある人やその代表組織とEU組織、機関、団体との間の調整のための、独立した予算枠と十分な資金を備えた、構造的対話（structured dialogue）を設けるために、どのような措置をとるつもりですか。

**EU法の実施**

雇用平等指令、EU旅客権パッケージ、被害者の権利指令など、障害のある人の権利に影響を与える既存のEU法は、効果的な実施と執行を欠いている。

例えば

**・**旅客者権利規則は非常に有用なツールであるが、障害のある人の間でのこの権利に関する知識は限られており、交通事業者はこの規定を無視することが多い。国の執行機関には、個々の苦情をフォローアップするのに必要な資源が備わっていない。また、不平等な点もある。乗客はフライトがキャンセルされた場合、金銭的な補償を求めることができるが、障害のある人は障害を理由に搭乗を拒否された場合や、支援機器が破損した場合、補償を求めることができない。さらに、苦情申し立て手続きは必ずしも明確ではなく、アクセスもできないことが多いため、乗客は苦情を申し立てたり、権利を主張することを躊躇してしまう。

**・**「障害のある人のための合理的配慮」に関する雇用平等指令の第5条は、EU 全体で一貫性がなく、不十分な実施にとどまっている。多くのEU加盟国[[13]](#footnote-13)は、指令とCRPDに沿った「合理的配慮」の定義を法律で定めていない。職場における合理的配慮が何を意味するのかについての理解は不十分であり、適用されることはほとんどない。

**・**被害者の権利指令には解釈やアクセシビリティ（例えばシェルターのアクセシビリティ）に関する条文があるが、EU加盟国での適切な移換（国内法への移し換え）や実施は非常に限られている[[14]](#footnote-14)。

また、欧州委員会が、EU加盟国において、障害の観点も含め、EU法の適切な転換と実施を確保するために、どのような措置をとっているかは明らかではない。

**質問案**

**・**障害のある人に関連する現行および今後のEU法の効果的な実施と施行、ならびにEU法のCRPD遵守を確保するために、EUはどのような措置をとりますか。

**・**欧州委員会は、EUのセメスター・プロセスを通じて、障害に関するEU法の施行と転換をよりよく監視し、加盟国に提示される国別勧告に障害問題をより明確にすることをどのように計画していますか？

**・**EUは、[侵害手続き](https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/applying-eu-law/infringement-procedure_en)などの執行手段をどのように有効活用していきますか？

**第5条： 平等及び無差別**

EUに住む障害のある人は、生活のあらゆる場面で、合理的配慮の否定、ハラスメント[[15]](#footnote-15)、複合的・交差的な形態の差別を含む差別に直面し続けている。このような状況にもかかわらず、EUは、生活のあらゆる分野で障害のある人を差別から守るための強力で効果的な対応を採用できていない。

EUの法律では、障害のある人は**雇用と職業訓練の分野でのみ差別から保護されている**[[16]](#footnote-16)。 既存の法律には、雇用主に合理的配慮を提供する義務があるが、合理的配慮の拒否を差別の一形態として明示的に認めてはいない[[17]](#footnote-17)。さらに、関係者であることによる差別を明確に認めておらず[[18]](#footnote-18)、複合的および交差的な形態の差別を認識し、対処していない。その結果、一部の障害者グループは、法的救済を受けられない、あるいは限定的なアクセスしかできないまま、より著しい差別を受けている。これは、例えば、障害のある女性、障害のある若年者および高齢者、障害のある移民や難民、障害のあるロマ人を含む障害のある少数民族の人、障害のあるLGBTIQ+の人などに影響する。

障害に基づく差別とは逆に、性や人種を理由とした差別は、雇用や生活の他の分野、例えば社会保障や医療を含む社会的保障、社会的便宜、教育、商品やサービスへのアクセスや供給などで禁止されている。したがって、**EUの差別禁止法は、依然としてその範囲に一貫性がなく、さまざまな差別の理由の間に序列を作り出している**。

EUは10年以上前から、社会的保障、医療、（リ）ハビリテーション、教育、商品やサービスの提供の分野において、障害、年齢、宗教・信念、性的指向を理由とする差別を網羅する水平的平等待遇指令案を議論してきた[[19]](#footnote-19)。EU理事会では、この法案の採択にまだ加盟国からの抵抗が残っている。特に、最近の交渉過程で提案された機関間ファイル（Interinstitutional File）に加えられた変更は、アクセシビリティの削除、障害のある人に対する合理的配慮の提供の免除、複合差別や交差差別に関する懸念を引き起こしている[[20]](#footnote-20)。

さらに、この指令は、平等機関（Equality Bodies）[[21]](#footnote-21)が障害に関して活動する権限をEU全域に拡大する。今のところ、EU全域で平等機関が差別の被害者を保護する法的要件はない[[22]](#footnote-22)。

2020年と2021年に、欧州委員会は、不利な立場にあるグループのよりよい包摂に貢献しうる一連の政策措置と戦略を採択した。すなわち、[ジェンダー平等戦略2020-2025](https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/gender-equality/gender-equality-strategy_en)、[LGBTIQ平等戦略2020-2025](https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/combatting-discrimination/lesbian-gay-bi-trans-and-intersex-equality/lgbtiq-equality-strategy-2020-2025_en)、[EU反人種差別行動計画2020-2025](https://ec.europa.eu/info/files/union-equality-eu-action-plan-against-racism-2020-2025_en)、[平等・包摂・参加のためのロマ戦略枠組み2020-2030](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/eu_roma_strategic_framework_for_equality_inclusion_and_participation_for_2020_-_2030_0.pdf)、[統合と包摂に関する行動計画2021-2027](https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/pdf/action_plan_on_integration_and_inclusion_2021-2027.pdf)、[高齢化の緑書](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_en_act_part1_v8_0.pdf)など。11の欧州青年目標を掲げた[EU青年戦略2019-2027](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2018:456:FULL)が2018年に採択された。これらの取り組みのほとんどで、障害に基づく差別や障害のある人について言及されている[[23]](#footnote-23)。しかし、具体的な行動がなければ、そしてこれらの取り組みを監視し実施に貢献する担当の障害連絡先がなければ、複数の交差する形態の差別[[24]](#footnote-24)に直面している障害のある人が、どの程度、これらの恩恵に浴することができるかは定かではない。

もうひとつの重要な懸念は、欧州連合（EU）における人工知能（AI）の利用拡大と不利な立場にあるグループへの影響に関するものである。2021年春、欧州委員会は、[EUにおける人工知能を規制するための法案](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1623335154975&uri=CELEX%3A52021PC0206)を発表した。EDFを含む市民社会団体は、基本的権利に対するAIのリスク、不平等の拡大、およびAIの有害な影響に対処する面での法案の大きな欠点について多くの懸念を表明した。例えば、法執行機関と民間事業者による生体情報の大量監視の効果的な禁止、予測型取り締まり、感情認識、教育や雇用、公共および民間の必須サービスや給付の享受へのアクセス、移民、亡命、国境管理の決定へのAI利用などである[[25]](#footnote-25)。AIは、障害のある子どもや女性を含む子どもや女性にも悪影響を及ぼす可能性がある[[26]](#footnote-26)。

**質問案**

**・**EUは、社会的保障、医療、リハビリテーション、教育、住宅、交通、保険などの財・サービスの提供を含む生活のあらゆる分野で障害のある人が差別から守られるように、また、EU全体で平等機関が障害について活動する権限を持つように、どのような措置を取るつもりですか？

**・**EUは、合理的配慮の否定を差別の一形態として認識し、非難し、複合的・交差的な形態の差別や関係者であることによる差別と闘い、非難するために、どのような追加措置をとりますか？

**・**EUは、人工知能が障害のある人に与える差別的影響の可能性にどのように対処する予定ですか？

**第6条： 障害のある女性**

障害のある女性は、EUの女性全体の16％、障害のある1億人の60％を占めている[[27]](#footnote-27)。

過去10年間、障害のある女性は、EUのジェンダー平等や女性の権利に関する政策において、目に見えない存在であった。ジェンダー平等戦略2010-2015とジェンダー平等の戦略的取り組み2016-2019には、障害のある女性の視点は含まれていなかった。

2020年3月、新欧州委員会は[ジェンダー平等戦略2020-2025](https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/gender-equality/gender-equality-strategy_en)を採択し、暴力や有害な慣行（強制不妊手術など）など、障害のある女性の懸念事項をいくつか盛り込んだ。しかし、この戦略のうち、**労働と雇用、政治参加、リーダーシップ**に関する部分では、障害のある女性はまだ見えない。ヨーロッパには6,000万人以上の障害のある女性がいるが、彼女たちはまだほとんどがケアの対象か被害者とみなされ、教育、雇用、健康、司法へのアクセスなどの分野で多重的・交差的な差別に直面し続けている。

2021-2030年欧州障害者権利戦略は、いろいろな部分でジェンダー視点を主流にしているが、雇用や政治参加などの課題についての具体的な行動や対策は欠けている。

EUは、**欧州評議会の「女性への暴力及び家庭内暴力の防止及びそれとの闘争に関する条約」**（[イスタンブール条約](https://www.coe.int/fr/web/conventions/full-list/-/conventions/rms/090000168008482e)）を批准することを約束している。しかし、いくつかの加盟国は国内レベルでまだ批准しておらず（すなわち、ブルガリア、チェコ共和国、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、スロバキア）、EUの批准にも同意する気はない。EUのイスタンブール条約への加盟が依然として阻止されているため、欧州委員会は、その新しいジェンダー平等戦略に沿って、ジェンダーに基づく暴力と家庭内暴力に関する協議を開催し、2022年3月に暴力との闘いに関する指令の提案を公表すると発表した。EDFやその他の障害者団体には、この公開および対象を絞った協議に参加するよう連絡があった。**第16、17条を参照。**

EU加盟国では、障害のある少女や女性の性と生殖に関する権利が十分に考慮されていない。彼らは、障害のために治療を受けることが多いが、ケアや情報、特に避妊、中絶、性教育へのアクセスが困難で、それが予防、特に婦人科検査や乳房X線撮影などの欠如につながる。施設にいる女性は、予防対策に十分に組み込まれていない。彼らは時に強制的で個人の事情を考慮しない方法での避妊をさせられる。最後に、彼女たちはしばしば母親になることを思いとどまらされている。欧州委員会は、ジェンダー政策や保健政策を含め、障害のある女性や少女の性と生殖に関する健康と権利を確保するための具体的な行動をとっていない。**第25条も参照。**

障害のある女性と少女には、国際協力活動が組織的に到達してはいない。国際レベルでは、EUと国連は、女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の根絶に焦点を当てた世界的な複数年の取り組み、「スポットライト・イニシアティブ」（[Spotlight Initiative](https://www.spotlightinitiative.org/)）に着手した。EUは当初5億ユーロを投資したが、障害のある女性や少女は特に含まれていない。

新しい「[ジェンダー平等行動計画](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2184)」は、2021年から2025年にかけて、EUのすべての対外行動を通じてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する（GAP III: Action Plan on Gender Equality III）。それは、障害のある女性と少女の視点と交差性を中核的な原則として含んでいる。しかし、GAP IIIの国レベルの実施計画には、交差性アプローチが体系的には含まれていない。GAP IIIの実施に関する国レベルの市民社会との協議は、アクセシビリティや合理的配慮の提供、障害のある人の代表組織の関与などを通じて、障害のある女性や少女の声を含まないことが多い。

**質問案**

**・**EUは、障害者権利戦略2021-2030およびジェンダー平等戦略2020-2025の実施と評価に、障害のある女性や少女の視点が含まれることをどのように確保しますか。とくに、労働と雇用、政治参加およびリーダーシップへのアクセスのための行動、および、ヨーロッパジェンダー平等機関(EIGE)の活動に関してお答えください。

**・**女性に対する暴力および家庭内暴力の防止とそれとの闘いに関する欧州評議会の条約に加盟するために、EUはどのような行動をとっていますか？

**・**EUとEU代表機関（EU delegations）は、障害のある女性と少女が、グローバルな活動やパートナー国を含むEUのすべての活動に組織的に含まれ、考慮されるために、どんな措置をとりますか？

**第7条： 障害のある子ども**

EUには15歳以下の子どもが約6,800万人いる[[28]](#footnote-28)が、障害のある子どもに関するデータは非常に限られている。EU統計局（Eurostat）によると、EUの子どものいる家庭の約5％に障害のある子どもがおり[[29]](#footnote-29)、少女と若い女性の9.4％、少年と若い男性（16〜24歳）の7.5％に障害があるとされている[[30]](#footnote-30)。

特に大きなリスクに直面しているにもかかわらず、障害のある子どもは、国内および欧州の子どもの権利に関する法律でほとんどあるいはまったく考慮されておらず、また、法律に書かれていても、効果的に実施されていない。多くのEU諸国では、障害のある子どもは施設に収容され、特別な学校に隔離され、家庭内外で暴力や虐待の犠牲になっている（近親相姦を含む）[[31]](#footnote-31)。

2021年、EUは「[子どもの権利新戦略](https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/rights-child/eu-strategy-rights-child-and-european-child-guarantee_en)」を採択した。これは2011-14年の計画よりも、障害のある子どもの権利をよりよく認めている[[32]](#footnote-32)。この戦略がCRPDに連動していることが明確に書かれている。障害のある子どもが家族や地域社会で生活する権利、心身の健康への具体的な対応、インクルーシブ教育と教育修了への支援、アクセシブルなICTや支援機器の重要性などに言及している。

また、EUはこの全体戦略の一環として、2021年6月に「[脆弱な子どものための子ども](https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1428&langId=en)[保障の更新（子ども保障）](https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1428&langId=en)」を採択し、幼児教育・保育、教育（学校での活動を含む）、医療、栄養、住宅など一連の主要サービスへのニーズのある子どものアクセスを保障することによって社会的排除の防止と撲滅を目指している。子ども保障は、EU全域で子どもの施設収容をなくす強い約束を欠いている。これは機会を逸したものであり、施設に収容される可能性が高く、長期的または恒常的に施設に留まる可能性が高い障害のある子どもにとっては、特に差し迫った問題である。

EUの政策に子どもの視点を参加させ、取り入れることは、まだごく初歩の段階であり、体系化されていない。「脆弱な状況にある子どもは意思決定に貢献する機会がより少なく、最も周縁化され排除された子ども（障害のある子どもなど）は、意思決定プロセスに参加する機会がさらに少ない。」[[33]](#footnote-33)

さらに、障害のある子どもたちは、欧州委員会が主催するイベントから排除されることが多い。毎年開催される子どもの権利に関する欧州フォーラムは、アクセシビリティが確保されておらず、障害のある子どもがスピーカーとして参加することはほとんどない。

**質問案**

**・**EUは、「子どもの権利戦略」と「弱い立場にある子どものための子ども保障」の立案、実施、見直し・評価において、特に保健医療と（リ）ハビリテーション、主流教育、技術・職業教育および訓練、労働の世界への準備、ICT／デジタル時代、娯楽機会、スポーツ、暴力からの保護、そしてEU基本権庁（FRA: Fundamental Rights Agency of the European Union）の活動について、障害のある少女と少年の視点が含まれることをどのように確保しますか。

**・**EUは、毎年開催される「子どもの権利に関する欧州フォーラム」を含め、障害のある子どもやその代表団体が、彼らの生活に影響を与える決定について有意義な協議を行うことをどのように確保しますか？

**第8条： 意識の向上**

EUは、CRPDと障害のある人への人権に基づくアプローチに関する啓発を限定的にしか行っていない。「欧州障害者の日の集会」、「アクセスシティ賞（アクセシブルな都市を表彰）」、「CRPDの実施に関する活動フォーラム」などの年次イベントは歓迎されているが、限られた参加者（各加盟国の障害者代表組織につき1～2名が参加可能）にしか及んでいない。CRPDとそのEUの実施義務に関する知識は、地域では非常に限られている。

一般的に、EUは、障害のある人に関係するほとんどのキャンペーンに障害のある人を参加させていない。障害のある女性や少女、障害のある高齢者、障害のある若者、知的・精神障害や自閉症の人など、特定のグループの障害のある人は、啓発のキャンペーンや事業から排除されたり、表に出ないことが多い。障害のある人のみの問題ではないが障害のある人に特に大きな影響を与える問題についてのキャンペーンは、とくに彼らの問題や懸念をとり上げていない。その例として、COVID-19の対応をめぐる危機管理コミュニケーションがあげられる[[34]](#footnote-34)。また、欧州委員会が宣伝している主要な研究事業や助成金でも、障害のある人や障害のある人の権利は見えにくい。例えば、健康、気候、環境における大きな課題に取り組み、これらの分野における野心的で元気づける目標を達成することを目的とした「EUミッション」（[EU Missions](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_4747)）には、障害のある人は含まれていない。

さらに、EUはCRPDに準拠しない言葉を使い続けている。例えば、「刑事問題での司法協力：最終刑事判決の相互承認」に関する法律の要約の項では「精神障害者（mentally disabled）」という用語が使われている[[35]](#footnote-35)。[「ヨーロッパ統計局・用語法の参照と運用」の「ヨーロッパ共同体における経済活動の統計分類」](https://ec.europa.eu/eurostat/ramon/nomenclatures/index.cfm?TargetUrl=LST_NOM_DTL&StrNom=NACE_REV2&StrLanguageCode=EN&IntPcKey=18520844&StrLayoutCode=&IntCurrentPage=1)には、「障害者」（the disabled）、「精神遅滞」（mental retardation）などの概念が含まれている。消費者問題では、障害のある人はしばしば「脆弱なグループ」と呼ばれ、EUの交通政策の文脈では、「移動能力の低い人」（persons with reduced mobility）という言葉が最もよく使われている。後者は他の障害も定義に含んでいるが、一見すると紛らわしいし、実際はもっと広い範囲に及んでいる。

また、欧州委員会は、「ヨーロピアン・セメスター」の一環である国別勧告に障害のある人を十分に含めていない[[36]](#footnote-36)。より広範な範囲をカバーする「国別報告」では、障害のある人が直面する問題にしばしば言及するが、「国別勧告」では、障害のある人が直面する状況を是正するために具体的な行動をとるよう加盟国に求めることは、ごく稀である[[37]](#footnote-37)。したがって、ヨーロピアンセメスター・プロセスは、EUにおける障害のある人の現実を改善することを求めるという点では、意欲的でないことを示している[[38]](#footnote-38)。

**質問案**

**・**EUは、CRPDについての認識を高めるために、また、障害のある人を表す際にCRPDに準拠した用語の使用を確実にするために、どのように包括的でアクセシブルなキャンペーンを展開しますか？最も置き去りにされたグループを含め、障害のある人に対する偏見と闘うために、他にどのような手段をとりますか。

**・**EUは、ヨーロピアンセメスター・プロセスにおいて、また、EU職員、EUと加盟国の関連専門家、障害のある人に関連するEUが組織または資金提供する主流の研修の開発において、障害のある人の権利と障害のある人の代表組織の密接な関与をどのように確保しますか。

**第9条：** 施設及びサービス等の利用の容易さ

2019年4月17日に[欧州アクセシビリティ法](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32019L0882)[[39]](#footnote-39)が採択された。2022年6月28日までに加盟国によって移換され、2025年6月28日からほとんどの部分が適用されなければならない。同法は、限られた範囲の製品・サービスに対して、EU全体の最低アクセシビリティ要件を新たに設定する。

同法は、障害のある人が完全にアクセスできるEUにするための重要な一歩であるが、基本的にデジタル世界に関するものであるため、発表された水平的な法律には及ばない。**特に都市交通における輸送車両やインフラのアクセシビリティに対処できない**[[40]](#footnote-40)**。**建築環境は加盟国の任意条項として盛り込まれただけで、家庭用品など他の必須製品・サービスはまったく対象外である[[41]](#footnote-41)。このことは、障害のある人が日常的に建築環境、製品、サービスを利用する上で、依然として大きな障壁に直面することを意味する。

同法は、いくつかの条項について適用期限の緩和を認めており、欧州統一緊急電話番号「112」は2027年まで、特定のケースにおけるセルフサービス端末は2045年までアクセシブルでないままとすることが可能である。

同法はまた、サービスや製品の提供者や調達者が同法の法的要件を満たすのに役立つ、調和のとれた**欧州規格**の改定と策定も想定している。したがって、調和された基準は、障害のある人が利用しやすいサービスや製品の恩恵を受けるために不可欠であり、その開発には障害のある人が十分に関与する必要がある。しかし、DPO（障害者団体）やその他の消費者団体[[42]](#footnote-42)は、欧州標準化システムの包摂性、アクセシビリティ、透明性について懸念を表明している[[43]](#footnote-43)。これは、日常的に必要なサービスや製品へのアクセスに影響を与える規格の開発に、障害者団体が平等に参加することを妨げている。これに対処するためには、EUは[標準化規則(EU) No 1025/2012](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32012R1025)を改定する必要があるが、現時点ではEUの議題にはなっていない。

[公共調達指令](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014L0024)には、技術仕様の作成においてアクセシビリティを考慮すること、また、発注・選定基準として考慮することを求める規定がある。しかし、これらの規定は公共調達者によって体系的には利用されておらず、市民は、公共機関の購買決定がアクセシブルでない場合に異議を申し立てる救済メカニズムを持っていない。

本報告書の起草時点で、EUは、インターネット接続プロバイダー、クラウドサービス、オンライン市場、アプリストア、ソーシャルメディアなどのデジタルプラットフォームやサービス（[デジタルサービス法](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en)、[デジタル市場法](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets_en)）、人工知能（[AI規制](https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/european-approach-artificial-intelligence)）を規制する重要な法律も策定中である。EDFネットワークが公開協議のプロセスに積極的に参加したにもかかわらず、これらの規則に関する欧州委員会の提案は、**障害のある人にとってのデジタル技術（AIを含む）のアクセシビリティを確保できていない。**また、CRPDへの言及もない[[44]](#footnote-44)。一方、EUはこの10年間のデジタル化の一般目標（[デジタル化の10年 – 2030年目標](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/europes-digital-decade-digital-targets-2030_en)）を設定しているが、障害のある人のアクセシビリティには十分に対応していない。例えば、公共オンライン・サービスのアクセシビリティだけが言及され、民間サービスは省かれたままである。また、EUにおける人々のデジタル技術のスキルアップとICT専門家の育成に関しても、アクセシビリティは言及されていない。これは、女性や高齢の障害のある人を含め、デジタル技術の訓練を受けていない障害のある人に特に影響を与える可能性がある。

建築環境と輸送車両および関連インフラは、いずれも障害のある人とアクセス可能な製品、商品、サービスとの間の橋渡しをする（あるいは障壁として邪魔をする）ことに留意することが重要である。移動に関するより詳しい情報は、**第18条**参照。

**質問案**

**・**欧州アクセシビリティ法が、建築環境、交通インフラ、都市交通を含む車両、船舶、航空機、家庭用品のアクセシビリティを十分に扱っていないことを踏まえ、EUは、障害のある人がこれらを利用する権利を確保するために、どんな法的措置を予見していますか。

**・**EUは、障害者団体が他の関係者（すなわち業界）と対等に欧州標準化に参加できるようにする、標準化に関する規則（EU）No 1025/2012の改定をいつ行う予定ですか。特に、市民社会と業界の代表のバランス、平等な投票権、この参加を確保するための財政措置やアクセシビリティ措置の確保について。

**・**EUは、障害のある人がデジタル化から同じ利益を享受し、デジタルプラットフォームやサービス、AI、その他の新興技術を含むデジタル技術に平等にアクセスする権利の法的保護や、デジタルスキル構築、その他今後10年間のEUデジタル化目標をどのように確保しようとしていますか。

**・**EUは、公共調達者が入札の技術仕様を作成する際に、障害のある人のアクセシビリティを考慮することをどのように確保しますか。欧州委員会は、公共部門が調達したアクセシブルでない製品、サービス、インフラに対して、利用者が異議を申し立てることができる救済メカニズムを確保するための措置を導入することを検討しますか。

**第10条： 生命に対する権利**

障害のある人、特に女性、知的・精神障害のある人、自閉症の人は、生命の権利の侵害を含む人権侵害の高いリスクにさらされている。本人の意思に反して施設に入れられた場合、強制的な治療、暴力、不衛生な環境、身体的拘束の使用、食料、水、適切な保健ケアの欠如などの対象となり、そのすべてが生命を危険にさらす可能性がある。例えば、2020年1月には[チェコの居住施設の火災で8名の障害のある人](https://www.edf-feph.org/newsroom-news-tragic-fire-czechia-segregating-persons-disabilities-has-end/)が、2021年12月には[スロバキアの居住施設の火災で4名の障害のある人が死亡](http://www.socioforum.sk/index.php/aktuality/35-aktuality/325-vyhlasenie-sociofora-k-tragickemu-poiaru-v-osadnom)している。障害のある人を居住施設に隔離することで、障害のある人は孤立し、死を含むあらゆるリスクにさらされることになる[[45]](#footnote-45)。

このような隔離と孤立は、効果のない災害リスク軽減や緊急時対策[[46]](#footnote-46)と相まって、自然災害時に障害のある人を高い死亡リスクにさらす。2021年7月、[ドイツのある施設に住む12人の障害のある人が、大雨後の洪水時に時間通りに避難しなかったために命を落とした。](https://www.edf-feph.org/europe-flooding-disability-inclusion-must-be-a-priority-in-disaster-risk-reduction/)

COVID-19のパンデミックのような人道的緊急事態の際、一部の国では医療従事者が設備不足と医療部門の資金不足により、すべての人に同じレベルのケアを提供することができなかった。COVID-19の検査、外来、入院患者へのサービスはアクセスしにくいことが多く、多くのヨーロッパ諸国におけるICUのトリアージプロトコルは、（直接的または間接的に）障害のある人を救命治療から差別的に排除する結果となった[[47]](#footnote-47)。その結果、施設にいる人々がCOVID-19に感染し死亡する割合が最も高いという結果になった。例えばスロベニアでは、COVID-19による死亡者の81％がケアホームの入居者であった[[48]](#footnote-48)。また、そのような状況は特に高齢者に影響を与え、認知症などの障害のある高齢者の多くが、COVID-19の大流行の影響を受けた[[49]](#footnote-49)。

**質問案**

**・**EUは、施設、特にEUが資金提供している施設での死亡について調査・情報収集し、加害者（国家・非国家問わず）に対する効果的な制裁を伴う調査の開始と、人々の命を危険にさらす慣習や治療の撤廃・廃止を促進するためにどのような措置をとりますか。

**・**人道的緊急事態や自然災害の際に、十分な調査やデータ収集を含め、障害のある人を含む対応が取られるようにするため、また、障害のある人を差別せず、他の人と平等に生きる権利を保障する医療従事者のための倫理的医療ガイドラインが採用されるようにするために、EUはどのような取り組みをしますか。

**第11条： 危険な状況および人道的緊急事態**

**DG ECHOの活動**

EUとその加盟国14カ国は、2016年に「[人道的行動における障害のある人の包摂に関する憲章](http://humanitariandisabilitycharter.org/)」を承認している。2017年12月、欧州市民保護・人道援助活動総局（DG ECHO: Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection　　訳注　元の名称はECHO: European Community Humanitarian Aid Office だった。）のスタイリアニデス（C. Stylianides）長官が、すべてのEU資金によるプロジェクトで障害のある人のニーズに取り組むための基準を策定すると発表した。DG ECHOは、「[EU資金による人道支援活動における障害のある人の包摂に関する指針ノート](https://ec.europa.eu/echo/sites/echo-site/files/2019-01_disability_inclusion_guidance_note.pdf)」（2019年6月）を発表した。これは、2015年にCRPD委員会が行った勧告への対応とみなすことができる。しかし、この勧告がどのように達成されたかは不明である。例えば、EUの新しい障害者権利戦略には、この指針ノートがどのように実施されるのかについての言及はなく、EUが「[人道支援活動における障害のある人の包摂に関するIASCガイドライン」](https://interagencystandingcommittee.org/iasc-task-team-inclusion-persons-disabilities-humanitarian-action/documents/iasc-guidelines)（2019年）に実践的な人道支援をどのように整合させる予定かについても全く触れられていない。

また、2017年12月、スタイリアニデス長官は、「我々抜きに我々のことを決めないで」の原則に沿って、これらの取り組みの設計と実行において、障害のある人とその代表団体と協議することを約束した。「[DG ECHOパートナーの報告ガイドライン](https://www.dgecho-partners-helpdesk.eu/reference-documents-ngo)」の最新版（「個別用」、2021年5月に更新）では、プロジェクト実施において（他の「多様なグループ」の中で）障害のある人の関与を優先させるよう助言している。また、データ分類におけるワシントン・グループ短い質問セット（訳注　国連統計部の、国際比較が可能な障害計測法を作成することを目的とした組織。「短縮版（short set）」はその成果の一つである。）の質問の使用を「奨励」し、プログラムサイクルの様々な段階における障害の一般（主流）化について言及している。しかし、これらの取り組みの成功の度合いを測る報告指標はなく、ジェンダー・年齢マーカー（ジェンダーと年齢に配慮した行動を追跡し、DG ECHOがジェンダーと年齢の組み込みに関する自らの活動を監視するためのもの）はあるが、障害に関するそのようなマーカーはない。また、障害に特化した研修単元（として、あるいは継続的な主流研修に組み込まれたトピックとして、障害インクルージョンに関するパートナーの定期的な研修も行われていない。

**災害リスク軽減（DRR:** Disaster Risk Reduction**）**

EUは2016年に[「仙台」実施行動計画](https://ec.europa.eu/echo/sites/echo-site/files/1_en_document_travail_service_part1_v2.pdf)を策定した。この行動計画では、「協力すべき関係者」の中に障害のある人が含まれているが、[仙台枠組み](https://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf)や[DRRのための欧州フォーラム工程表2021-2030](https://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf)の障害の側面へのさらなる追求はない。具体的には、早期警戒システムやリスク情報へのアクセシビリティ、障害のある人（特に障害のある女性）のエンパワーメントとリーダーシップ、重要インフラにおけるユニバーサルデザイン、障害別のデータ集計などについては全く触れられていない。2016年以降、EDFは、障害インクルージョンの分野におけるこの行動計画の改善や、末端利用者として、あるいは障害のある人の代表組織の参加による障害インクルージョンの実施についてのニュースを得ることができなかった。

**気候変動対策**

EU障害者権利戦略（第５章第６節）は、気候変動が障害のある人に及ぼす影響と、グリーン移行が完全に包摂的であることを保証する必要性を認識しているが、EU障害者戦略第6章のEU対外行動の部分ではこのことについて明確な言及はない。同様に、[気候変動への適応に関する新しいEU戦略](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52021DC0082&from=EN)（2021年）は、その実施に関して、障害のある人の代表組織を通じて障害のある人の参加に言及していない。

全体として、「緑の革命」（訳注　1940～60年代、高収量品種の導入や化学肥料の大量投入などにより穀物の生産性が向上し、穀物の大量増産を達成した農業革命の1つ。一時的に収穫量は増えたが、肥料や農薬の大量投与による環境破壊や伝統的農村文化の崩壊を招いたなど、多くの批判もあびた。）は、障害のある女性や少女、障害のある若年者を含む障害のある人をほぼ完全に迂回してきた。彼らの多くは参加したくても行動する手段がなく、さらに彼らの多くはこのテーマについて知らず、ほとんど、あるいは全く情報を持っていない。

**移住**

EUは、移民・難民政策、[欧州共通亡命制度](https://ec.europa.eu/home-affairs/what-we-do/policies/asylum_en)において、障害を一般（主流）化していない。2020年9月には、障害のある移民、難民、亡命希望者を十分に含まない「移民と亡命に関する新協定」を採択した。また、EUは、障害のある移民・亡命希望者に対する制限的拘束はCRPDに反するものであるというガイドラインをEU機関や加盟国に対して発行するべきであるとのCRPD委員会の勧告を実行していない。

**危機の下でのコミュニケーション**

緊急電話番号「112」は、EU全域でまだ完全にアクセス可能とは言えない。例えば、クロアチア、チェコ、ドイツ、ギリシャ、スペインに対して、障害のある末端利用者が欧州単一緊急電話番号「112」に平等にアクセスできないことを問う[訴訟](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/inf_19_4251)が最近起こされている[[50]](#footnote-50)。

さらに、障害のある人が欧州単一緊急電話番号「112」にアクセスできるようにすることに関して、EUは改訂版[欧州電子通信規約](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018L1972)を採択した。しかし、この規約は、EU政府に対して緊急通信のアクセシビリティを確保するための一般的な義務を定めているだけで、これを実際に達成することは、欧州アクセシビリティ法に任せている。緊急通信を扱い、応答する指定コールセンターが、欧州アクセシビリティ法で定められたアクセシビリティ要件を遵守して初めて、ろう者、難聴者、盲ろう者、言語障害のある人を含む障害のある人にとってアクセシブルな通信が確保される。同法は、EU政府が112に関する規定の適用を2027年まで延期することを認めていることから、EUはそれまで緊急事態における障害者保護の義務をほとんど果たさないことになる。

[欧州視聴覚メディアサービス指令](https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2018/1808/oj)[[51]](#footnote-51)は、視聴覚メディアサービスを通じて一般に提供される自然災害時の公的通信や発表を含むアクセス可能な緊急情報を確保する義務も定めている。しかし、どのように確保すべきか、アクセシビリティの最低要件は何か、また対策を講じるためのスケジュールは明示されていない。

**質問案**

**・**人道的活動、災害リスク軽減、気候変動対策、移民政策・計画のあらゆる側面が、すべての障害のある人を包摂し、アクセス可能であることを保証するために、EUはどのような手段を講じていますか。

**・**DG ECHOのもとで行われているすべてのEU資金によるプロジェクトが、障害のある人を有意義に関与させ、彼らのもとに届き、スタッフやパートナーを訓練し、インクルーシブな実施について報告することを確実にするために、どのような手続きがとられていますか。

**・**緊急通報を扱う公共センターが2027年までEU全体のアクセシビリティ要件に準拠する必要がないことを踏まえ、EUは障害のある人が緊急通信に完全にアクセスできることをどのようにして緊急に確保しますか。

**第12条：** 法律の前にひとしく認められる権利

完全な法的能力は、EU全域でまだ制限されている。法的能力が否定または制限されている障害のある人は、住む場所を決める権利、結婚する権利、雇用や商取引の契約を結ぶ権利、金融取引をする権利、公正な裁判を受ける権利、欧州や国内の選挙で投票し候補者になる権利など、EU法に基づく多くの権利を享受し行使することができない[[52]](#footnote-52)。

2010年以降、EU基本権庁は、特に知的・精神障害のある市民に焦点を当て、法的能力とそれが障害のある欧州人の意思決定権に与える影響、およびEU選挙の投票権に関する調査を数回行っている。EUにおける法的能力を奪われた障害のある人の数については、信頼できる比較可能なデータはない[[53]](#footnote-53)。2017年の「排斥の識別と理解報告」（[Mapping and Understanding Exclusion Report](https://www.mhe-sme.org/mapping-exclusion/)）で精神保健ヨーロッパ（MHE）は、「多くの国がより進歩的な法的能力に関する法律を導入しつつあるものの、EU諸国の大多数は依然として法的能力の完全剥奪を実践しており、全面的後見の制度を設けている」ことを明らかにした。さらなる懸念がMHEによる2012年と2017年の間の進捗の比較によってもたらされた。「前回2012年の排斥の識別報告では、いくつかの国が先進的な、そして有望な法的能力改革を計画・実施していた。しかし、2017年の我々の報告書では、一部の国だけが関連法を変更し、支援付き意思決定の実践的な実施はほとんどどこでもなされていないことがわかった[[54]](#footnote-54)。（訳注　脚注54を確認すると、原文はpractical implementation of supported decision-making remains wanting almost everywhere.であるのに、wantingを落として引用されていることがわかった。wantingを補って訳した。）また、FRAがEU加盟国の法改正の概要で強調したように、第12条は「CRPD批准と関連した国家レベルの改革が最も多いものの一つである。」[[55]](#footnote-55)

障害のある人の意思決定の権利の侵害が今や十分に立証されているにもかかわらず、EUは、CRPD委員会が2015年のEUに対する総括所見で要請した、障害のある人の代表組織と協議して、支援された意思決定に関する研究、データ収集、優良事例の交換を促進する措置を取っていない。

さらに、欧州委員会は、障害者権利戦略において、「国境を越えた状況における脆弱な成人、特に知的障害のある人の保護に関する研究などによって、すべての加盟国による批准への道を開くなど、CRPDに沿った**脆弱な成人の国際保護に関する2000年ハーグ条約**[[56]](#footnote-56)の実施に向けて加盟国と協力する」としている。[障害者運動](https://www.edf-feph.org/new-study-and-un-statement-on-the-hague-convention-on-the-protection-of-adults/)は、この条約がCRPDに沿った形で十分に実施されないと、代替的意思決定の措置を促進する可能性があると懸念している[[57]](#footnote-57)。

**質問案**

**・**EUは、法的能力の制限が障害のある人の生活、特に知的または精神障害のある人の生活に与える影響について、確かなデータと包括的な調査のためにどのような措置をとりますか（例えばEU基本権庁による調査を通じて）。

**・**EUの条約で認められた障害のあるEU市民の権利を妨げる法的能力の制限をなくし、欧州委員会が推進する脆弱な成人の国際保護に関する2000年ハーグ条約の批准と実施がCRPDを遵守して行われるようにするために、EUはどのような緊急行動をとりますか？

**・**データ収集、調査、優良事例の交換の促進を含め、EU全域で代替的意思決定の廃止と支援された意思決定による代替を支援するために、EUはどのような取り組みをしますか。

**第13条：** 司法手続の利用の機会

**刑事関係**

EUは、いくつかの指令のもと、犯罪の被害者や容疑者・被告人の権利を保障している[[58]](#footnote-58)。 この枠組みは、司法へのアクセス（特に施設、通信、情報へのアクセス）において、障害のある被害者の権利を特に考慮している[[59]](#footnote-59)。しかし、既存の指令は、加盟国によって十分に移換され、実施されていないことが多い。

既存の法律にもかかわらず、多くの障害のある被害者、障害のある犯罪容疑者や訴えられた人（子どもを含む）は、その権利を認められていない。対策があっても、アクセスが悪かったり、配慮設備が用意されていなかったりして、障害のある被害者、容疑者、被告人がアクセスできないことが多い。障害のある女性や少女、特に知的障害や精神障害のある女性が暴力を通報しても信じてもらえないことがよくある。自閉症スペクトラムの人、知的または精神障害のある人、さらに、とくに法的能力を奪われた被害者は、しばしば刑事手続きに参加することを拒否される。

さらに、アクセスしにくい被害者支援サービスは大きな障壁である。障害のある多くの被害者、特に障害のある女性、知的・精神障害や自閉症のある人は、これらのサービスから恩恵を受けないことがほとんどである。虐待やいじめを報告するためのメカニズムは、障害のある女性や子どもの証言が信用されないか、特定のコミュニケーション手段でアクセスしなければならないので、障害のある女性や子どものニーズが考慮されていない[[60]](#footnote-60)。

刑事司法制度における障害のある被害者や子どもの権利は、[被害者の権利に関する戦略2020-2025](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0258)や、2020年と2021年に採択された[子どもの権利に関するEU戦略](https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/rights-child/eu-strategy-rights-child-and-european-child-guarantee_en" \l "documents)に盛り込まれている。しかし、EU加盟国による枠組みの移換と実施を監視し、障害者団体や被害者支援団体に司法制度における障害のある人の権利とニーズをよりよく伝えるために、さらなる行動が緊急に必要とされている。

**民事・商事**

2003年、EUは民事・商事手続きの**国境を越えた紛争で利用できる法律扶助**[[61]](#footnote-61)に関する共通規則を確立する指令を採択した。この法律扶助でカバーされる費用には、通訳、文書の翻訳、旅費などがあるが、手話言語通訳、わかりやすい版や点字での翻訳、パーソナルアシスタントの旅費など、国境を越えた紛争に直面する障害のある人の特定のニーズもカバーされているかどうかは不明である。

**司法のデジタル化**

2020年、欧州委員会は、国境を越えた司法協力に関するものを含め、EUにおける司法のデジタル化に関するパッケージ（訳注　いくつかの政策（案）のセット）を立ち上げた。[EUにおける司法のデジタル化に関する通知](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=COM:2020:710:FIN)（communication）では、さらなる提案として、「一般市民が使用するための電子アクセスポイントは、障害のある人に対応することを保証する」ことができ、ITツールは障害のある利用者がアクセスできるものでなければならない、と予定を示した。欧州委員会が、インターネットやデジタル機器へのアクセスの低さ、関連するデジタルサービスや製品の価格の問題、デジタルスキルの低さなど、障害のある人が直面する他の障壁にどう対処するつもりなのかは明らかではない[[62]](#footnote-62)。また、障害のある人へのデジタル化の影響をどのように評価し、監視するかも不明である。

**EU司法スコアボード**

2013年に発表された[EU司法スコアボード](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3523)（Scoreboard）は、欧州委員会が加盟国の司法改革を監視するために使用するツールである。残念ながら、現在の形では、障害のある人による効果的なアクセスに関する非常に限られた情報しか提供されていない[[63]](#footnote-63)。このような情報は、司法制度をより効果的にするために必要な各国の司法制度の改革を支援するために必要である。EDFは、欧州委員会が「子どもに優しい司法」指標と同様の「CRPD遵守の司法」指標を設定することを提言した[[64]](#footnote-64)。

**質問案**

**・**EUは、司法アクセスに関する指令の適切な実施をどのように監視し、障害のある人の権利を保障していない加盟国に制裁を加えますか？EUは、被害者権利戦略に照らして、被害者支援サービスを含む司法制度へのすべての障害のある人の完全なアクセスにどのように貢献しますか。司法のデジタル化に関する取り組みは、障害のある人の権利をどのように前進させますか？

**・**EU は、国境を越えた紛争における法的支援に関する共通ルールを確立する 2003 年の指令が、国境を越えた紛争に直面する障害のある人の権利と特定のニーズを配慮した形で実施されることをどのように確認しますか？

**・**EU司法スコアボードの利用を含め、障害のある人の司法アクセスに関するデータを収集するEUの計画はどのようなものですか？EUはこのツールを使ってCRPDに準拠した司法制度に関する情報をどのように収集しますか。

**第14条： 身体の自由と安全**

**非自発的な治療と入所**

EUに住む多くの障害のある人は、実際の機能障害、あるいはあると思われた機能障害に基づき、非自発的に精神病院やその他の施設に収容され、治療を受けているのが現状である[[65]](#footnote-65)。

EUは、「[欧州評議会](https://www.coe.int/en/)（CE）[[66]](#footnote-66)の政治的、技術的なレベルにおける最も重要な機関パートナー」とみなされており、両機関の関係は[覚書](https://rm.coe.int/16804e437b)に基づいている。EUの全加盟国が欧州評議会に加盟している。しかし、EUは[欧州評議会の「強制収容と強制治療に関する精神障害のある人の人権と尊厳の保護」に関する追加議定書の草案に反対する立場をとっていない](https://www.withdrawoviedo.info/join)[[67]](#footnote-67)。

**公判前勾留と有罪判決者**

障害のある被拘束者は、EU加盟国において、依然として多くの権利侵害に直面している。そうした侵害は、2018年に発表された欧州評議会の「[欧州における障害のある被拘束者](https://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=24756&lang=en)」に関する報告書に記載されている。それらは、障害の認識の拒否から、治療へのアクセスの欠如、支援やサポートの提供の失敗、さらには虐待や拷問に至るまで、多岐にわたる。また、自閉症スペクトラムの人や知的・精神障害のある人が刑務所に特に多く収容されていることもある[[68]](#footnote-68)。

今のところ、拘留に関するEUのルールはない。欧州委員会は[拘留に関する勧告](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13173-Recommendation-of-the-Commission-on-detention_en)を策定している最中であるが、どの範囲まで障害のある被拘留者の権利に注意を払うかは定かではない。

2017年、欧州議会は[刑務所の制度と状態に関する決議](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2017-0385_EN.html?redirect)を採択した。この決議は、EU加盟国が障害のある受刑者の権利を保護できていないことを認めたものである。同決議は、欧州委員会に対し、加盟国の代替策を分析するための比較研究を実施し、各国の好事例の普及を支援するために刑務所の状況に関する欧州フォーラムを立ち上げるとともに、決議採択後、すべての加盟国における拘禁状況に関する情報・統計を監視・収集し、5年間隔で欧州における刑務所の状況に関する詳細報告書を発表するよう要請した。

**移民の地位に基づく拘留**

障害のある人を含む移民や亡命希望者は、欧州全域で拘束され続けている。多くの場合、彼らは欧州に到着した時点で障害のある人とは認識されないため、彼らが必要とする必要な支援や合理的配慮が考慮されずに拘留されている。彼らは、アクセスしにくいサービス（支援プログラムを含む）や施設、医療ケア、支援機器、その他の障害関連サービス（手話言語通訳や意思決定支援の仕組みなど）へのアクセスの欠如に直面している[[69]](#footnote-69)。移民の意思決定手続きは、すべての障害のある人にとって利用しやすいものではなく、情報やコミュニケーションは利用しやすい様式で提供されていない。

**質問案**

**・**オビエド条約（Oviedo Convention　欧州生物医学条約）の追加議定書案に反対し、EU加盟国での自主的な措置を促進するために、EUはどのような措置をとっていますか。

**・**EUは、今後の拘留に関する勧告を含め、刑務所や拘留所に関するすべての資金援助や措置が障害インクルーシブなものであり、障害のある人への支援や合理的配慮の提供を目的とすることを確保するために、どのような措置をとりますか？

**・**移民に関するすべての資金調達と対策が障害のある人を含むものであり、障害のある人が恣意的に拘束されないことを確保するために、EUはどのような措置をとりますか？

**第15条：** 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

EUは、死刑、拷問、その他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に使用される可能性のある特定の物品の貿易を禁止している[[70]](#footnote-70)。2019年、EU理事会は、拷問やその他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いや刑罰に関するEUの第三国との行動についての詳細を示す[ガイドライン](https://www.consilium.europa.eu/media/40644/guidelines-st12107-en19.pdf)を採択した。このガイドラインは、拷問やその他の非人道的な扱いの防止に関するEUの第三国に対するすべての行動において、とりわけ障害のある人の脆弱な状況に対する特別な保護と注意を求めている。しかし、障害のある人、特に閉鎖的な環境で生活する人々の具体的なニーズと権利については、詳細が示されていない。EU域内には、拷問や虐待を防止するための同様のガイドラインは存在しない。

**質問案**

**・**EUの内外で、拷問やその他の不当な扱いを防止するための行動に、すべての障害のある人の権利とニーズが含まれるために、EUはどのような措置を取りますか？

**第16条： 搾取、暴力、虐待からの自由**

EUに住む障害のある人、特に障害のある子どもや女性[[71]](#footnote-71)、知的障害のある人や自閉症者、障害のある高齢者、施設や精神科施設などの閉鎖的な環境で暮らす障害のある人などは、暴力や虐待の犠牲者であり続けている。

例えば

**・**ハラスメントの経験があると答えた障害のある人は50％で、障害のない人では37％であった（5年間）[[72]](#footnote-72)。

**・**身体的暴力を受けたことのある障害のある人は17％で、障害のない人では8％であった[[73]](#footnote-73)。

**・**障害のある女性は、他の女性に比べて2～5倍暴力に直面する可能性が高く、健康問題や障害のある女性の34％が生涯でパートナーから身体的または性的暴力を受けた経験がある[[74]](#footnote-74)。

欧州委員会は、暴力、人身取引、有害な慣行と闘い、被害者の人格（integrity）と権利を保護するための一連の政策（すなわち、[被害者の権利に関する戦略](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0258)[[75]](#footnote-75)、[人身取引の撲滅に向けた戦略2021-2025](https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/pdf/14042021_eu_strategy_on_combatting_trafficking_in_human_beings_2021-2025_com-2021-171-1_en.pdf)、[子どもの性的虐待に対するより効果的な闘いに関する戦略](https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/default/files/what-we-do/policies/european-agenda-security/20200724_com-2020-607-commission-communication_en.pdf)）を採択した。被害者の権利に関する戦略が障害のある人の権利をカバーしている一方で、他の2つの戦略では、障害のある大人と子どもはほとんどとりあげられていない。

障害のある女性や少女に関連して、[ジェンダー平等戦略](https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/gender-equality/gender-equality-strategy_en)は、EUが強制不妊手術や強制人工妊娠中絶に対抗するための行動を起こすと宣言したが、これまでのところ、この点に関する措置はとられていない。また、[欧州ジェンダー平等研究所](https://eige.europa.eu/)は、[女性に対する暴力について、障害で分類集計した統計](https://eige.europa.eu/gender-statistics/dgs/browse/genvio)をとっておらず、[ジェンダーに基づく暴力に関する作業や研究](https://eige.europa.eu/gender-based-violence)において、障害の視点を十分に盛り込んでいない。

欧州委員会は、**女性への暴力との闘いに関する指令**と**有害な慣行の防止に関する勧告**の提案を行うことを発表したが、それらがどの程度障害インクルーシブかは定かではない[[76]](#footnote-76)。

障害のある子どもに対する暴力に関するデータ（2015年の[FRAの報告書](https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/fra-2015-violence-against-children-with-disabilities_en.pdf)で強調されている）[[77]](#footnote-77)や、彼らを暴力から守るための具体的な措置が不足している。

**質問案**

**・**欧州委員会は、被害者の権利、人身取引の撲滅、子どもの性的虐待の撲滅に関する戦略の実施において、また、女性への暴力との闘いに関する指令および有害な慣行の防止に関する勧告の設計において、障害のある人、特に女性や子どもを含めるために、どのような手段を提案しますか。

**・**障害のある女性や児童を含む、障害のある人に対する暴力について、ジェンダー平等を通じて調査・情報収集するために、また、施設、精神病院、拘置所など閉鎖的な環境で暮らす人々に対する暴力についての調査・情報収集をEUはどのようなステップで進めるのでしょうか。

**第17条： 個人をそのままの状態で保護すること**

EUは、公衆衛生問題における共通の安全性に関する権限を共有し、健康保護に関する支援権限をもっている。EUは、プログラムを定め、実施するための研究および技術的活動を行う権限をもっている。

**研究**

EUの「ホライゾン・[ヨーロッパ](https://ec.europa.eu/info/research-and-innovation/funding/funding-opportunities/funding-programmes-and-open-calls/horizon-europe_en)」（Horizon Europe）の研究革新プログラム、「[デジタルヨーロッパ](https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/activities/digital-programme)」、「[欧州防衛基金](https://ec.europa.eu/defence-industry-space/eu-defence-industry/european-defence-fund-edf_fr)」（European Defence Fund）が資金提供する研究の倫理に関する自己評価と倫理審査では、対象となる障害のある人がインフォームド・コンセントを行えるようにしておらず、アクセスしやすい形式やわかりやすい版の同意書も提供していない。[倫理に関する自己評価の記入方法の指針](https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/docs/2021-2027/common/guidance/how-to-complete-your-ethics-self-assessment_en.pdf)では、「インフォームド・コンセントを与えることができない人」について直接言及している。対象の候補者に「インフォームド・コンセントの手続き」を提示するよう求める一方で、国内法が公共の利益のためなどの例外を定めている場合は、インフォームド・コンセントの例外を認めている。また、代理意思決定の手続きを明示的に認めている[[78]](#footnote-78) [[79]](#footnote-79)。

**非自発的な治療と入所**

**第14条**で説明したように、EUに住む自閉症、知的障害、精神障害のある人たちは、非自発的な治療や入所を経験し続けている。調査によると、こうした経験は「圧倒的に否定的」であり、トラウマや恐怖を引き起こすとされている。欧州委員会は、障害のある人の団体と関わっておらず、EUの精神医療における強制的な治療を減らす行動をとっていない。

**強制的な不妊手術、人工妊娠中絶、性器切除**

また、**第16条**で言及したように、障害のある女性の多くは、彼女らのウエルビーイングのためという口実で、生殖の自由の権利を否定されているのが現状である。強制不妊手術、性器切除、強制中絶は、多くの女性、青年、障害のある子ども（インターセックス（訳注　決定的な定義はないが、米国NIHの定義では「先天的な生殖系・性器の異常」）の子どもや青年を含む）が、本人の同意なく、あるいは意図を十分に理解することなく受けている権利否定の明確な一部の例に過ぎない。これらの虐待は、ロマの女性[[80]](#footnote-80)などの少数民族のメンバーや、被後見人や施設に住む女性に特に影響を与えている[[81]](#footnote-81)。

**質問案**

**・**欧州委員会は、EUが資金提供する研究が代理意思決定を認めず、これを倫理指針で明確に禁止するために、どのような措置をとりますか？

**・**EUは、すべての障害のある人の完全性（integrity）の保護、特に医療行為に対するインフォームド・コンセントの権利を確保するために、公衆衛生政策上どのような措置をとってきましたか？

**・**EUは、加盟国における障害のある人の不妊手術の実態を、性別、年齢、障害の種類を考慮して公表し、強制不妊手術に関する正確な統計を提供するための研究を促進し、実施するために、どのような措置をとりましたか？

**第18条：** 移動の自由及び国籍についての権利

EUは国民に、仕事や勉学のために自国以外の国に移動する自由を与えている（[欧州連合条約](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A12012M%2FTXT)（TEU）第3条2、[欧州連合機能条約](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:12012E/TXT)（TFEU）第4条2（a）、20、26、45〜48条）。

現在、1,700万人のEU市民が国外で生活し、他のEU諸国で働いている[[82]](#footnote-82)。しかし、このような移動は、障害のある人にとっては極めて限られたものである。障害評価制度が分断されているため、障害とは何か、障害のさまざまな「レベル」はどのように測られるのか、そして誰が社会的保障や社会的支援手当を受ける資格があるのか、といった理解が分断されている。一貫性のない評価、手当の資格、行政手続きは、障害のある人の移動の自由というEU条約に謳われた権利を基本的に奪うものである。他のEU加盟国で支援を受けることは、不可能ではないにせよ、極めて困難であり、少なくとも、必要な支援を受けるために、長くて大変なプロセスを経ることが要求される。提供されるサービスや支援の種類は加盟国によって異なるが、特に異なる国や地域の障壁を簡単に比較できないため、EU加盟国間の障害評価の相互承認があれば、障害のある人は新しい居住国において、居住地で同様のニーズを持つ他の人々と同じレベルで支援を受けられるようになる。

EU加盟国間で障害評価が認められていないことは、例えば、EUが資金提供するプログラム「エラスムスプラス」（ERASMUS+　訳注　EUが提供する教育・訓練・青少年・スポーツのためのプログラム。世界中の大学生に幅広い教育の機会を提供している。）で海外留学を希望する学生が、パーソナルアシスタンスを受けられない場合に影響を与える。障害状態の相互承認は一歩前進であり、これは、欧州障害者権利戦略2021-2030[[83]](#footnote-83)（1-4条で述べた主要構想）で予見された、「欧州障害者カード」によって促進される可能性がある。しかし、この報告の起草時点では、障害者カードがこの重要な目的を達成できるかどうかは分からない。

ヨーロッパの障害者駐車カード（[European Parking Card for persons with disabilities](https://europa.eu/youreurope/citizens/travel/transport-disability/parking-card-disabilities-people/index_en.htm)）（「ブルーバッジ」（Blue Badge））は、障害のある人のより良い移動のために、長年にわたり有用なツールとなっている。しかし、最初の勧告は時代遅れであり、カードを受け取ることができる条件、カードに付される駐車関連の特典、カードの形式や不正防止策などの重要な点を調和させることができていない。したがって、EU全域でカードをさらに調和させるための新しい提案（理想的には拘束力のある法律）が必要であろう。

障害のある人は、一時的に別の加盟国に移動した場合、出身加盟国から障害者手当を移すことができない。実際には、27のEU加盟国、およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスの国籍を持つ障害のある人が、EU条約に基づき、EU全域で自由に生活し働く権利を否定されることになる。他の加盟国に永住する場合でも、障害のある人であることを認めてもらうのが難しく、さらに官僚的な負担に直面することがよくある。この状況は、障害のある人の家族にも当てはまり、彼らや彼らの親族が受ける支援に関する障壁に直面している。

**質問案**

**・**EUは、障害のある人が国外に移住する際の、障害手当の「もちはこべること」（portability）に関して直面する困難にどのように対処しますか。

**・**EUは、障害評価に関するEU加盟国間の相互承認をどのように確保しますか。

**・**EU諸国間の駐車カードの資格と相互認証へのEUの計画はどのようなものですか。

**第19条：** 自立した生活及び地域社会への包容

EUの100万人以上の障害のある人は、いまだに施設で暮らしている[[84]](#footnote-84)。多くの場合、彼らは家族や出身地から遠く離れた場所で生活している。理論的には、EUの資金が施設でのケアに投入されることは禁じられているが、EUの資金が既存の施設の改修や、施設環境を再現した他の代替物に置き換えるために使われているという苦情が多数寄せられている。このような施設がEUの資金で支援され、一般的意見5で強調されているように、障害のある人がどのように生きるかという選択を否定しているのを我々は見ている。欧州構造投資基金から資金提供を受けていた障害者社会福祉施設における人権侵害の疑惑は、2019年に欧州オンブズマンに提訴され、最終的にはその[決定](https://www.ombudsman.europa.eu/en/decision/en/119185)の根拠となったものである。

EUは、加盟国の脱施設化の取り組みの指針とし、障害者を代表する組織の有意義な関与による欧州構造投資基金の使用状況の監視を強化するため、前回の多年次財政枠組みの一環として、資金使用の管理プロセスへのNGOなどのパートナーの関与に関する加盟国向けガイドを策定した。「[パートナーシップに関する欧州行動規範](https://ec.europa.eu/regional_policy/en/policy/what/glossary/e/european-code-of-conduct)」として知られるこの規範は法的拘束力を持ち、加盟国に対して、パートナーの選定に透明性を持たせること、パートナーに十分な情報を提供し、協議プロセスにおいて彼らの声を聞くための十分な時間を与えること、計画から評価までプロセスのすべての段階でパートナーの関与を確保すること、パートナーの能力構築を支援し、相互学習と優れた実践の交換のためのプラットフォームを構築することを求めている。欧州委員会は、2021年からの新しい資金助成期間に合わせて、行動規範を作り直す許可を得ている。

2021年現在、EUは、[欧州社会基金プラス](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1057)（軽んじられている人々の社会的包摂に投資する）や[地域開発基金](https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2021/1058)（インフラやサービスの開発を支援する）といった障害のある人のためになるEU基金の利用を導くための新しい規則と、[共通規定規則](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1060)（上記2つの基金やその他多くの基金の利用規則をまとめたもの）を定めている。指導規則では、加盟国がこれらの資金を活用してCRPDを実施する戦略を持ち、施設から地域に根差したケアやサービスへの移行に優先的に投資する必要があると言及している。しかし、規則の実施はまだ保証されておらず、特に施設への投資に関しては、資金の誤用が続くと見られる危険性がある。最もよく見られるのは、エネルギー効率向上のための投資という名目で、既存の施設の改修に資金が使われるケースである。また、施設とは何か、どのような地域に根差したサービスに投資すべきかについて、各国の管理当局が理解していないために、EUの資金を使ってまったく新しい施設が建設されているケースもある。

さらに心配なのは、EUがCOVID-19の危機をきっかけに、「[復興と回復のための施設](https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/economic-and-fiscal-policy-coordination/eueconomyexplained/recovery-and-resilience-facility_en)」と呼ばれる別の資金調達メカニズムを創設したことである。これは、パンデミックからの回復を促進するための7238億ユーロの基金である。復興・回復基金が採択され、加盟国による支出計画が策定されるまでのスピードは、障害者団体との協議が不十分、あるいは存在しない結果となった。さらに、この資金は、他のEUの資金と同様の厳しい規則に従う必要はないため、障害のある人の施設介護に投資されるリスクがより大きくなっている。

欧州委員会は、「[施設から地域に根差したケアへの移行に関する欧州専門家グループ](https://deinstitutionalisation.com/)」の活動を財政的に支援しており、その活動の一環として、各加盟国の国家機関向けに、EU資金が施設ケアの資金助成や維持に使われないようにするための[チェックリスト](https://deinstitutionalisationdotcom.files.wordpress.com/2019/11/eeg_checklist_onlineoffice.pdf)を作成した。しかし、これはEUの公式文書ではなく、法的な義務を伴うものではない。

**質問案**

**・**パートナーシップに関する欧州行動規範は、障害のある人とその代表組織のより良い関与を確保するために、今後の資金助成期間においてどのように改善されますか？

**・**EUは、障害のある人のためのEU資金の使用について、公式のEU指針文書の形で、どのような指針を持つことを計画していますか？

**・**EUは、EU資金、特に「復興と回復のための施設」の使用に関する監視をどのように改善する予定ですか。また、市民やNGOが、EU資金による活動が発足する前にCRPDに適合していないことを精査し警鐘を鳴らすことをどのように容易にしますか。

**第20条：** 個人の移動を容易にすること

移動の権利はEUの4つの基本的自由の一つであるにもかかわらず、障害のある人はいまだにEU内を自由に移動することができない。具体的な課題としては、EU全体でプラットフォームの高さが統一されていないため、列車へのアクセスが困難であること、飛行機で移動する際に破損、紛失、破壊された移動装置に対する適切な補償がないこと、新しいｅモビリティ（訳注　電気自動車など）を含むアクセス可能な都市交通に関する拘束力のある規則がないこと、障害のある人が鉄道駅で支援を受けようとする場合、24時間前に通知しなければならないこと、などがある。

障害のある乗客の権利はまだ完全に保護されておらず、[規則1177/2010](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32010R1177)の、無料で補助者を同行させるという規定は、乗客の権利に関する他の規則には体系的に含まれていない。パーソナルアシスタント同伴の旅行条件や、どのような種類の障害がその対象となるかについては、交通事業者間で多くの違いがある[[85]](#footnote-85)。さらに、補助者同伴の旅行が乗客の義務にならないようにしなければならない。

EUの規制が一部の分野で実施されているにもかかわらず、すべての交通手段においてアクセシビリティが根本的に欠如しているのが現状である。しかし、EUの法律にも、例えば都市交通のように問題がある。地下鉄、路面電車、バス、トロリーバスのアクセシビリティについては、EUレベルの法律は存在しない[[86]](#footnote-86)。 アクセシビリティ基準の標準化と調和の欠如は、各都市や自治体が多かれ少なかれ最初から始めるため、何度も同じ過ちを繰り返すことになる。

旅客の権利に関する現行法では、駅、空港、バスターミナルで支援を受ける権利を行使するにはまだ多くの条件が設けられており、障害のある人は移動の権利を行使できていない。例えば、[鉄道旅客の権利に関する規則782/2021](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2021.172.01.0001.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2021%3A172%3ATOC)が最近改正されたにもかかわらず、鉄道旅行のための援助を受けるには24時間の通知期間が必要であり、任意のタイミングでの旅行ができないようになっている。バスやコーチの乗客は、36時間前に通知する必要があり、あらかじめ決められた長距離路線の指定駅でのみ支援を受けることができる。

公共交通機関で移動用具を使って旅行することも改善されていない。航空機で旅行する際、頻繁に破損、紛失、破壊される車椅子などの移動補助器具は、[規則261/2004](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32004R0261&qid=1633956992568)が荷物紛失に対する航空会社の責任を規定しているにもかかわらず、いまだに十分に補償されていない。また、多くの交通機関が、電動スクーター（e-scooters）や大型の電動車いすなどのモビリティ機器をバスや列車に持ち込むことを許可していない。これは、多くの障害のある人の個人的移動の障壁となり続けている。

[規則1107/2006](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1461848271915&uri=CELEX:32006R1107)が障害のある人の交通の権利を保証しているにもかかわらず、「安全上の配慮」や、利用しにくい船／車両や駅／港の設計を理由に予約や搭乗を拒否することもまだ認められている。さらに、規則261/2004は、フライトの遅延やキャンセル、または乗客の意思に反して搭乗を拒否された場合の金銭的補償を認めているが、規則1107/2006は、障害を理由に搭乗を拒否された乗客への金銭的補償を航空会社に義務づけていない。

また、鉄道アクセシビリティ規則（[障害のある人のためのEU鉄道システムの相互運用性のための技術仕様（「TSI-PRM」](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014R1300&qid=1633957251906)）に関する規則1300/2014）にも問題が残されている。これは車両や駅のアクセシビリティに関するものであるが、まだ、アクセシビリティのない車両が製造・販売され、自立的な、任意のタイミングでのアクセスができないケースがある。例えば、2階建て列車や食堂車は除外されており、また、単独乗車の問題の多くを引き起こすプラットフォームと列車の接点は、同規則では扱われていない。

[欧州横断ネットワークに関する規則1315/2013](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32013R1315&qid=1633957304628)は、EUの資金で賄われる新規または改修されたインフラがアクセスしにくいままとならないよう、アクセシビリテイを考慮する必要がある。同規則は、この要件を一貫して監視するための規定も含めるべきである。

最後に、[旅客船の安全規則と基準に関する指令2009/45](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32009L0045)に基づく船とフェリーも、アクセシブルなコミュニケーションや乗船、船内の移動といった基本的なアクセシビリティ機能を欠いていることが多い。[規則1177/2010](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32010R1177)[[87]](#footnote-87)は、遊覧船や観光船を含んでおらず、[規則1107/2006](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32006R1107)[[88]](#footnote-88)と同様に、障害のある人が「適用される安全要件」を遵守できない場合、旅行をする権利の「抜け穴」を残している。その代わり、交通機関提供者は障害のある人に同伴者を義務づけることができる。同伴者は無料であるべきだが、それでも差別的扱いである。

**質問案**

**・**搭乗拒否、移動用具の紛失・破損の補償、障害のない乗客と同じレベルの任意のタイミングでの独立した利用に関連する問題などに対処するため、関連するEU規則によって、障害のある乗客が他の市民と同じレベルの鉄道、水上、航空、バス、コーチ輸送へのアクセスの権利を享受できるようにするにはどうしたらよいですか。

**・**個人の移動は、しばしばアクセシビリティの問題でもありますが、完全に独立した任意のタイミングでの旅行を可能にするために、EUの法律ではアクセシビリティはどのように扱われているのでしょうか？EUは、アクセシブルでない交通インフラの建設にEUの資金が使われないことをどのように保証するつもりですか、また、それが効果的に実施されていることをどのように監視するつもりですか。

**・**EUは、駅のプラットフォームから鉄道への水平アクセスの要件をEU全域でどのように調和させるつもりですか、また、アクセスできない列車の調達を可能にする法律の問題はどうするつもりですか。

**第21条：** 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

過去数年間にいくつかの立法措置がとられた[[89]](#footnote-89)ものの、EU諸国の大部分では、情報とコミュニケーションへの平等なアクセスが、いわゆる情報社会における生活のあらゆる側面への障害のある人の完全参加に対する障壁となっている。アクセシビリティの欠如、適応したコミュニケーションの様式や手段（各国の手話言語を含む）の欠如、適切な支援機器やアクセス可能な機器の欠如は、依然として障害のある人の表現の自由や情報へのアクセスを妨げている。

EUは、2018年11月に採択された改正視聴覚メディアサービス指令（Audiovisual Media Services Directive）を通じて、テレビ放送やオンデマンドサービスのアクセシビリティを確保する国家の法的義務の強化に向けて一歩前進した。とはいえ、同指令はかなり曖昧で、この目標に到達するためのスケジュールや質的・量的な目標が規定されていない。EUの法文の曖昧さは、障害のある人がテレビ放送局から一般市民に提供される情報（例えば、ニュースや緊急警報[[90]](#footnote-90) ）へのアクセスが異なったものとなることを意味する。またこの指令は、ビデオ共有（例：YouTube、Dailymotion（訳注　2005年に開始された動画共有サイト））やソーシャルメディア（例：Facebook、Twitter）のプラットフォームが、情報の共有、娯楽、教育、世論形成、影響力のチャンネルとしてますます重要になることを認識しているにもかかわらず、これらのプラットフォームへのアクセスを保証していない。また、ニュースウェブサイトの視聴各分野が障害のある人にとって利用しやすいものであることも保証されていない。これらのことは、情報の権利と表現の自由の両方に障壁となっている。

現在、すべてのEU加盟国が手話言語を公認しているにもかかわらず、EU域内の手話言語による情報、コミュニケーション、知識へのアクセスは保証されていない。手話言語はEU加盟国において完全に独立した言語であるにもかかわらず、EUは手話言語をEUの多言語主義の一部とみなしておらず、手話言語による情報、コミュニケーション、知識の利用を保証していない。

情報、コミュニケーション、表現の自由へのアクセスは、EU全域で支援機器の入手可能性、品質、購入可能性に対するアプローチが統一されていないことによって、さらに妨げられている。EUの法的枠組みがないため、障害のある人への支援機器の提供は、依然として加盟国の規制のもとにある。国ごとに異なる認証制度と提供モデルは、EU市場に断片化をもたらし、支援機器産業に困難をもたらし、さらに重要なことに、障害のある人がこれらの機器に平等にアクセスし、選択することを保証できなくしている。このため、たとえば、同じ製品でもEU加盟国によって価格が異なったり、他のEU加盟国で販売されている特定の支援機器に障害のある人がアクセスできなかったりする。さらに、障害のある人がこれらの機器を利用するためには、長くて複雑な行政手続き、時には非常に医療的な手続きを経なければならず、場合によっては、国の提供モデルによっては、年齢や労働の状況に基づいて特定の障害のある人を差別していることもある[[91]](#footnote-91)。

**質問案**

**・**EUは、障害のある人のための代替様式、特にライブ字幕・キャプション、点字、わかりやすい版、各国の手話言語の使用をどのように確保していますか。

**・**EUは、情報の受信と共有に果たす役割が増大しているビデオ共有やソーシャルメディア・プラットフォームへの平等なアクセスを、障害のある人が享受できるよう、どのように確保しますか。EUは、障害のある人が視聴覚コンテンツを含むニュースウェブサイトに平等にアクセスできることをどのように保障しますか。

**・**EUは、障害のある人が支援機器をEU全域で公平かつ安価に利用できるようにすることをどのように計画していますか。

**第22条： プライバシーの尊重**

新たな技術の利用が激増する中、人工知能や自動意思決定の無秩序な利用は、障害のある人の差別という新たなリスクを生むだけでなく、彼らのプライバシー権に対する大きなリスクとなることが懸念されている[[92]](#footnote-92)。多くの人は、オンライン・サービスや接続機器の利用が自分のプライバシーにどのような影響を及ぼすかについて、十分な情報を得られていないのが現状である。EUでは、一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）の施行により、個人データの保護に関する権利が向上したが、これらの権利とその行使方法について実践的な知識を持っている人はごくわずかである。

**支援機器の探索**についても疑問が呈されている。例えば、アクセシビリティの専門家の中には、スクリーンリーダーやブラウザの**探索**について懸念を示す人もいる[[93]](#footnote-93)。支援機器の使用やデジタル利用履歴は、障害状況を明らかにする可能性があるが、自分の障害に関する情報は機密性の高い個人情報である。機密性の高い個人データ（健康、障害、生体認証など）を含むデータの処理と共有の意味について、理解が不足していることはよくあることである。ユーザーの行動に関するデータの収集にはインフォームド・コンセントが必要であるが、実際には必ずしも同意が得られているとは限らない[[94]](#footnote-94)。また、**データへの完全なアクセスが認められない場合、サービスプロバイダーが支援機器機能の利用を制限する**という憂慮すべき傾向もある。例えば、補聴器や人工内耳のアプリは、ユーザーがデータ収集に同意していない場合、機能が制限されることがある。

EUのeヘルス政策やEUのeヘルス・データ・スペースなどのEUの取り組みに関連して、障害のある人の意見が考慮されることを保証することは非常に重要である。障害のある人は、自分の健康データにアクセスし、それをコントロールする権利を持たなければならない。これは、既存のデジタル・アクセシビリティ基準に準拠した、アクセス可能なインタフェースとソフトウェアを開発することを意味する[[95]](#footnote-95)。

[EUデータ保護規則](https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/data-protection-eu_en)（GDPR）は、すべての障害のある人が自分のデータ処理に関する同意を拒否できるわけではないため、すべての障害のある人を十分に保護するものではない。これは、代替的意思決定のため、多くの知的・精神障害のある人にあてはまる。人工知能（AI）に関するEUの規制案は、GDPRのこの問題に対処していないため、AI-システムによって処理されるデータは、後見制度によって異議を唱える権利が奪われているため、本人の明示的な同意がなくても行えることになる[[96]](#footnote-96)。

AIシステムによるデータ処理に異議を唱える法的権利が保障されても、個人がこの権利を行使することは現実的に困難である。データ収集に異議を唱える方法や、機械によるデータ侵害があった場合に誰に連絡すればよいかを知ることはより困難になる。さらに、多くのオンライン・サービスは、消費者がデータ収集を含むサービス条件に同意した場合にのみ利用可能となる。これは、人が自分のデータをコントロールできるようにするための有意義な方法ではない。EU AI規則は、AIベースのサービスやアプリケーションと対話する際に、個人がサービスの恩恵を受けるためにプライバシーを放棄することを強制されないようにする必要がある。

また、同規則は、プライバシーに対して、特に侵害的で障害のある人に潜在的な被害を与える危険性のあるAIの特定の利用を認めている。これらは、公的機関（法執行機関など）および民間団体（民間企業など）によるAIシステムによる遠隔生体認証、生体カテゴリー化（biometric categorisation）、感情認識などである。

**質問案**

**・**障害のある利用者が、自分のプライバシーを保護する方法と、新しい技術の使用に伴うリスクを軽減する方法について十分な情報を得られるようにするために、EUは何をしますか。

**・**EUは、知的障害のある人や精神障害のある人、後見などの意思決定代行制度の下にある人を含むすべての障害のある人のデータがAIシステムによって処理される際に、そのプライバシーとデータが保護されることをどのように確認する予定ですか。

**・**EUは、新しい技術のプロバイダーによる有害なデータ収集の可能性を防ぐために何をしていますか。EUは、障害のある人がAIシステムによる生体認証の分類や識別の対象とならないことをどのように保証するつもりですか？

**第23条： 家庭と家族の尊重**

[2015年の工程表「働く家族が直面するワーク・ライフ・バランスの課題に取り組むための新たなスタート」](https://ec.europa.eu/smart-regulation/roadmaps/docs/2015_just_012_new_initiative_replacing_maternity_leave_directive_en.pdf)において、障害のある人と障害のある人の家族は明示的に言及されていなかった。長年の交渉の末、[ワーク・ライフ・バランス指令](https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1311&langId=en)は2019年4月に欧州議会で可決され、2019年8月1日に発効した。障害のある人については異なる結果が得られた。父親育児休暇や家族の多様性の認識など、いくつかの領域で進展が見られたのである。インフォーマルケアラーには年間最低5日の休暇が与えられるが、この有給休暇の報酬の水準は各国政府の裁量に委ねられる。各国政府が非常に低い報酬水準を設定しているため、介護休暇が使いにくいものになり、また、必要最低限の基準も引き上げられないという懸念が残っている。これは、EU全体の福祉水準を調和させる機会を逸し、障害のある家族を持つ多くの人々が保護されないまま放置されることになりかねない。

近年、ヨーロピアンセメスター・プロセスでは、家庭と家族の尊重の問題に言及している。2020年は、ヨーロピアンセメスター・サイクルが完了する年であった（パンデミックのために2021年に延期された）が、家族支援の強化に関する勧告は、2つの加盟国にのみ出された。欧州委員会が家族への所得支援の妥当性を改善するよう勧告した[スペイン](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1591720698631&uri=CELEX%3A52020DC0509)と、家族に関する実際の勧告はなかったが、序文で家族への所得支援の重要性を示した[ポルトガル](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1591720698631&uri=CELEX%3A52020DC0522)がそれである。全体として、家族支援、特に障害のある人のいる家族の支援は、欧州委員会のセメスター・プロセスにおける優先事項とはならなかった。

しかし、家族への支援は、EUの「弱い立場の子どもへの子ども保障」の一部として予見されている。この保証のもと、EUと加盟国は、EUで最も弱い立場にある子どもたちを貧困から救うために、家族への財政支援と、家族が利用するサービスへの投資を行うことを約束している。**第6条**を参照。

[社会的権利の柱に関するEUの行動計画](https://op.europa.eu/webpub/empl/european-pillar-of-social-rights/en/)（EUとその全加盟国が社会問題にさらに焦点を当てることを約束）の一環として、EUは新しい[欧州ケア戦略](https://ec.europa.eu/info/strategy/strategic-planning/state-union-addresses/state-union-2021_en)を策定する意向を表明している。この戦略は、障害のある人の生涯にわたる長期的なケアニーズと、家族への支援を対象に含む。 この戦略はまだ初期段階にあり、障害のある人とその家族に対して何が想定されているのか、今のところ正確には確認されていない。

**質問案**

**・**EUは、新しい欧州ケア戦略を通じて、またCRPDに沿って、障害のある人の長期ケアのニーズ、特に障害のある人の家族への支援にどのように取り組む予定ですか？

**・　「**弱い立場にある子どもへの子ども保障」は、どのような形で障害のある人の家族を支援し、彼らの貧困と社会的排除のリスクを軽減するのですか？

**第24条： 教育**

障害のある子どもの分離教育は、多くのEU加盟国で依然としてかなり広く行われている。EUでは、特別な教育を必要とする生徒の平均1.34％が「特別学校」に在籍している[[97]](#footnote-97)。（訳注　脚注97を見ると調査対象30カ国の、就学児全体に占める特別学校の生徒の割合が1.41%（2016-17学年次）となっている。1.34%がいつの報告か不明だが、「特別な教育を必要とする生徒の平均1.34％」は「全生徒の平均1.34％」の誤りと思われる。）しかしいくつかの国では、その割合ははるかに高い。ベルギー、ドイツ、スロバキア、オランダ、ラトビアはいずれも分離された学校への入学率がEU平均をはるかに上回っている[[98]](#footnote-98)。

EUは、この分野での限られた権限の範囲内で、EU資金の戦略的投資を行い、インクルーシブ教育に影響を与え、促進させている。社会的包摂のために割り当てられたEU社会基金からの資金は、教育現場のアクセシビリティや教師、教室での補助者の訓練に頻繁に投資されている。また、ヨーロピアン・セメスターのプロセスから生まれる勧告という形で圧力もかけられている。しかし、これらの試みは、主に教育と雇用の関連に焦点が当てられており、幼児教育や保育を含む障害のある学習者の教育構造のアクセシビリティを向上させるのに適していることはほとんどない。

また、EUは最近、「[デジタル教育行動計画（2021-2027）](https://ec.europa.eu/education/education-in-the-eu/digital-education-action-plan_en)」を採択した。これは、EU加盟国の教育・訓練制度をデジタル時代に持続的かつ効果的に適応させることを支援するための、EUの新たな政策措置である。[この行動に関する欧州委員会の通知](https://ec.europa.eu/education/sites/default/files/document-library-docs/deap-communication-sept2020_en.pdf)では、障害のあるすべての学習者がデジタル教育にアクセスできるようにすることの重要性が強調されている。しかし、具体的にどのようにこれを実現するのか、また、生涯学習制度に参加している成人学習者をどのように含めるのかについては、依然として不明確である。

EU人工知能（AI）規則は、教育・職業訓練機関の利用や受け入れの決定、教育・職業訓練機関の学生の評価、教育機関への入学に通常必要となる試験の参加者の評価にAIの使用を認めることを提案している[[99]](#footnote-99)。リスクは、これによって、障害のある人がAIによる差別を受けたことを知ることやアルゴリズムによる決定に異議を唱えることが事実上不可能になるため、障害のある人の教育へのアクセスにさらなる障壁を生じさせることである。意思決定にこのような技術を使用することが増えると、差別が大規模に増幅され、個人だけでなく「集団」としての障害のある人にとって、社会的にも負の影響を与えることになる。この目的のためにAIの使用を許可することは、特に障害のある人を職業訓練における差別から保護することを目的とした[雇用と職業における平等な取り扱いに関する理事会指令](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32000L0078)2000/78/ECとの緊張関係を生み出す。

[エラスムス・プラス・プログラム](https://erasmus-plus.ec.europa.eu/fr#:~:text=Erasmus%2B%20est%20le%20programme%20de,et%20le%20sport%20en%20Europe.&text=R%C3%A9sultats%20des%20projets%20Erasmus%2B%20Rechercher,les%20priorit%C3%A9s%20de%20la%20Commission.)（Erasmus+ Programme）は、教育、文化、青少年、スポーツを対象としたEUのプログラムである。EUの学生・学習者のための交流活動としては最も成功している。2014年から2017年の期間において、その高い成功にもかかわらず、高等教育分野ではわずか0.17％、青少年分野では2.5％が障害のある学生であった。このプログラムでは、障害のある人専用の助成金が提供されている。残念ながら、多くの場合、障害のある学生や学習者は、提供される資金が障害関連費用（手話言語通訳、パーソナルアシスタントなど）をまかなうのに十分でない、または選択した大学がアクセス可能でないために、交換留学を短期間にすることを強いられたり、希望とは別の場所に行かざるを得なかったりすることがある。新しいエラスムス・プラス・プログラム[[100]](#footnote-100)では一定の進展が見られるものの、プログラムに関する情報はアクセシブルな様式で提供されておらず、使用されているウェブサイトやプラットフォームもアクセシビリティ基準に準拠していない。また、障害のある学生にとって、母校で受けたサービスを留学先に移動させられないことも大きな障壁となっている。プログラムにバーチャルモビリティ（virtual mobility　訳注　インターネットなどを利用した活動参加）の要素を導入することは、プラスの効果をもたらすが、コストやアクセシビリティの問題を解決するために国家機関がとる行動を鈍らせることにもなる。

**質問案**

**・**EUは、特に、今後ますます多くのEU資金が、COVID-19パンデミックからの経済回復に資金提供することになるという事実を踏まえて、EU資金からの相当量の額が、デジタル教育を含む主流の教育環境に、あらゆる年齢の障害のある学習者を含めるために使われることを、どのように保証する予定ですか？

**・**EUは、障害のある人の教育や職業訓練へのアクセスを決定するためにAIシステムが使用されないことをどのように確認するつもりですか？

**・**EUは、あらゆる年齢の障害のある学生が等しくエラスムス・プラス・プログラムから恩恵を受け、参加できるようにするために、どのような計画を立てていますか？

**第25〜26条： 健康、ハビリテーション、リハビリテーション**

障害のある人が他のEU加盟国に移住する際に、また自国で転居する場合にも、適応された医療を受けられるようにすることは、依然として極めて困難である。このため、多くの障害のある人が移動の自由を享受し、他のEU加盟国で仕事や生活の機会を求めることができない。医療へのアクセスにおける障害に基づく差別は、EU法では禁止されていない（**第5条**参照）[[101]](#footnote-101)。

[ジェンダー平等指数2021](https://eige.europa.eu/gender-equality-index/2021/domain/health/disability)によると、自分は健康である、または非常に健康であると認識しているのは、EUの平均では、障害のない女性の83％、障害のない男性の85％に対して、障害のある女性では19％、障害のある男性では21％だけである[[102]](#footnote-102)。少なくとも障害のある女性の7％、障害のある男性の6％が、健康診断が必要だが受けていないと答えている。この数字は障害のない女性では２％、障害のない男性でも２％である。

その上、障害のある人の医療サービスへのアクセスに関するデータは限られており、あるいは全くない。医療へのアクセスは、すべての障害のある人にとって重要であり、知的障害や精神障害などのいろいろな障害のある人を含むEU市民の健康サービスへのアクセスは、欧州や各国の調査に含まれなければならない。

**COVID-19** [[103]](#footnote-103)

COVID-19に対するEUの対応は、障害者団体との協議が不十分[[104]](#footnote-104)で、検査やワクチン接種キャンペーンを含む公衆衛生に関する発表がアクセスしにくいため、障害のある人の権利を十分に保障しているとは言えなかった[[105]](#footnote-105)。欧州全域での防護具や医療機器の供給など、EU加盟国との連携行動も、障害のある人に特別な配慮がなされていない。

**欧州保健連合**

COVID-19の大流行を受けて、欧州委員会は、EU諸国が共に健康危機に備え、対応し、医薬品を入手可能で安価かつ革新的なものとし、各国が協力してがんなどの疾患の予防、治療、アフターケアを改善するための[欧州健康連合](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/promoting-our-european-way-life/european-health-union_en#key-initiatives)を構築する取り組みを行った[[106]](#footnote-106)。

例えば、欧州委員会は、がんを予防し、がん患者、がんサバイバー、その家族、介護者が質の高い生活を享受できるようにするための「[がん撲滅計画](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/promoting-our-european-way-life/european-health-union/cancer-plan-europe_en)（Beating Cancer Plan）」を開始した。この計画には、疾病の全ての経過をカバーする行動と主要な取り組みが含まれている。しかし、この計画では、障害のある人をとくに対象とした対策は想定されていない。予防、発見、診断、治療に関するアクセシビリティが確保されなければ、障害のある人はこの取り組みから排除されることになる。特に乳がんや子宮がんの予防に関しては、医療機器や放射線設備へのアクセシビリティが確保されていないため、障害のある女性が影響を受ける。

**国境を越えた医療**

[国境を越えた医療における患者の権利に関する指令2011/24/EU](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32011L0024)は、すべての患者が他のEU加盟国で医療を受ける権利を保障している。2021年、欧州委員会は同指令の評価を開始した。

障害のある患者は、国境を越えた医療へのアクセスにおいて、引き続き障壁に直面している。特に、国境を越えた医療へのアクセスに関する情報提供を担当する各国の窓口は、障害のある患者にとって利用しやすい、的を射た情報を体系的には提供していない。例えば、各国の対応窓口のウェブサイトでは、医療施設やサービスの合理的調整に関する情報は提供されておらず、性・生殖医療サービスに関する情報も提供されていない。また、医療施設の物理的なアクセシビリティに関する情報を提供しているウェブサイトもほとんどない[[107]](#footnote-107)。

また、EUの国境を越えた医療に関する法律には、障害に関連する追加費用の払い戻しに関するオプション規定がある。障害に関連する費用（交通費の増加やパーソナルアシスタントの費用など）が払い戻されるかどうかは、障害のある患者が国境を越えて計画的に医療を受ける権利を行使できるかどうかに明らかに影響を与える。以前の報告書では、少数のサンプルの76％において、追加費用が払い戻されなかったことが示されている[[108]](#footnote-108)。

**質問案**

**・**EUは、障害のある人が欧州がん克服計画を含む欧州保健連合から利益を得ることをどのように保証しますか？EUは、加盟国や世界のパートナー国と協力して、障害のある人が検診や治療にアクセスできるようにするために、どのように取り組んでゆきますか？

**・**国境を越えた医療における患者の権利に関するEU法の移換と実施を促進するために、EUはどのような行動を計画していますか（各国の連絡窓口のウェブサイトで障害のある人に提供される情報の質を向上させることを含む）。

**・**障害のある人による医療サービスの利用（施設、刑務所、難民センターなどの閉鎖的な環境を含む）を評価し、障害のある人が、例えば、合理的配慮の拒否や障害関連の追加費用の不払いなどを通じて、直接的、間接的に差別されないことを保証するために、EUはどのような措置をとるつもりですか。

**第27条：** 労働及び雇用

EU全体では、障害のある人は障害のない人に比べて雇用される可能性がはるかに低い。最新のEUレベルのデータは2019年のもので、EUの障害のある人は障害のない人に比べて雇用される可能性が24.4ポイント低いことが示されている。障害のある人の50.8％しか雇用されていないのに対し、障害のない人は75％である[[109]](#footnote-109)。障害のある女性にとって状況はさらに悪い。平均して、障害のある女性の48.3％しか雇用されていない[[110]](#footnote-110)。フルタイムで働く障害のある女性は20.6％、障害のある男性は28.5％と、数字はさらに低くなっている[[111]](#footnote-111)。特に、精神障害や知的障害、自閉症スペクトラムのある人たちは、もっとも困難なグループに含まれている。

障害のある人が労働市場で直面する主な障壁には、就労時の障害手当の不支給（不可逆的な手当の喪失、障害のある人に発生する就労に伴う余分な費用による悪化）、パーソナルアシスタンスの欠如、手話言語通訳の欠如、職場に合理的配慮がないことなどがあげられる。

EUは、障害のある人の雇用を支援するために多くの措置を講じている[[112]](#footnote-112)。しかし、障害のある人に合理的配慮を提供する際に雇用主が何を期待されているのか、また、政府が雇用主に対してどのような支援をすべきなのかについての指針や規制は十分には存在しない。このため、合理的配慮の提供は加盟国間でばらばらな実施状況で、一部の加盟国ではニーズに沿った合理的調整がほとんど、あるいはまったく提供されていない。

加盟国はまた、特に[欧州社会基金プラス](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1057)（European Social Funds Plus）を利用して、労働市場から排除されがちな人々の雇用を促進するためにEU資金を利用することが奨励されている。これらの資金の使用に関する規則では、加盟国は資金の25％を社会的包摂を促進するために使用すべきで、その一部は障害のある人などのグループが開かれた労働市場に参入するための支援に使われることが必要だと述べている。しかし、それがどの程度行われているのか不明であり、また、実際に欧州委員会がどのように資金が使われているのかを追跡する能力は不十分なようである。

**給与の透明性**

給与格差は依然として残っており、障害のある人は失業したままか、就労中の貧困に直面している。障害のある女性は、性別と障害のある人の賃金格差の両方に直面しているため、さらに危険である。[男女平等指数2021](https://eige.europa.eu/gender-equality-index/2021/domain/money/disability)によると、障害のある女性の購買力平価月収の平均[[113]](#footnote-113)は1,859ユーロであるのに対し、障害のある男性は2,436ユーロ、障害のない女性は1,981ユーロ、障害のない男性は2,652ユーロとなっている。

2021年、欧州委員会は男女の賃金格差に対処するため、[賃金の透明性に関する指令](https://www.europarl.europa.eu/RegData/docs_autres_institutions/commission_europeenne/com/2021/0093/COM_COM(2021)0093_EN.pdf)の提案を行った。この提案では、障害の有無別に集計されたデータや統計の収集は予見されておらず、交差的アプローチ（ジェンダーと障害を横断）を欠き、賃金の透明性に関する情報が、わかりやすい版やアクセスしやすいデジタル文書など、様々なアクセス可能なコミュニケーションや様式ですべての障害のある人に提供されることは要求されていない[[114]](#footnote-114)。

**適切な最低賃金**

EUは[適切な最低賃金に関する指令](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020PC0682&from=EN)の採択を進めている。障害のある人の賃金は、全国や分野別の最低賃金基準額を下回っていることがあまりにも多い。これは、労働者が従業員の法的地位を与えられておらず、したがって賃金、社会的保障、有給病欠などに関して同じ権利を有していない特定のシェルタード・ワークショップ（訳注　日本の授産施設や福祉工場に相当）において特に問題である。

障害者運動は、指令に関する交渉の結果、EUの障害のある労働者への保護が強化され、就労中の貧困を回避できるようになることを期待している。

**雇用におけるアルゴリズムによる差別のリスク**

EUの人工知能（AI）規則は、雇用における採用、選考、昇進、解雇の判断にAIを使用できるようにすることを提案している[[115]](#footnote-115)。AIを用いた採用ツールの使用は、障害のある人やその他の軽視されている集団のメンバーに対して差別的であることが既に証明されている[[116]](#footnote-116)。この意味で、障害のある人は、たとえそれが障害に基づくものでなくても、交差的差別の対象となりうる[[117]](#footnote-117)。求人のためにAIの使用を許可することは、すでに不当に高いEUにおける障害のある人の失業率（および貧困率）をさらに高くし、特に障害のある人を雇用における差別から保護する指令2000/78/ECの目的を危うくする危険性がある。求職者は自分が差別的なアルゴリズム評価を受けたことに気づかないことが多く、この差別禁止指令の施行は極めて困難となる。

**欧州連帯協力隊**

[「欧州連帯協力隊」プログラム](https://europa.eu/youth/solidarity_en)は、18歳から30歳までの若者に、海外または自国の地域社会に貢献するプロジェクトに参加する機会を提供している。これらのプロジェクトは、刺激的で力を与えてくれる経験であると同時に、スキルや能力を開発しながら変化をもたらすチャンスでもある。しかし、残念ながら、このプログラムへの参加を希望する障害のある若者たちは、依然として障壁に直面している。例えば、障害のあるボランティアが1年以上の長期にわたって自国を離れる場合、障害手当を放棄しなければならないことがある（例：フランス）。

**質問案**

**・**提案されている「賃金の透明性に関する指令」を通じて、障害のある女性を含むすべての障害のある人の雇用を促進し、障害のある人が直面している男女・平等賃金格差に対処するために、EUはどのような措置をとりますか。

**・**最低賃金に関するEU指令案は、EUにおける障害のある人とない人の賃金格差の縮小にどのように役立ち、障害のある労働者の生活の質向上と社会的保障をどのように促進しますか。

**・**EUは、障害のある人の採用決定にAIが使用されないために何をしますか？

**第28条：** 相当な生活水準及び社会的な保障

EUのデータによると、EUの障害のある人は、貧困や社会的排除の著しく高いリスクがある。EUの数字によると、現在、すべての障害のある人の28.4％が貧困の中で生活し、社会的排除を経験している[[118]](#footnote-118)。障害のある人は、28の加盟国すべて[[119]](#footnote-119)において、一般人口よりも高い貧困と社会的排除のリスクに直面しており、障害のある女性についてはなおさらであることが示されている。

さらに、金融危機後の緊縮財政は、いくつかの加盟国において、障害のある人の貧困率に影響を与え、サービスや給付の非支給状況にも影響を与えていることが示されている。2010年以降、11カ国が貧困率の上昇を示し、その中にはルクセンブルク、ドイツ、スウェーデンなど、危機の際には一般的にかなり良好な結果を示した国も含まれている。障害のある人はより貧しいだけでなく、障害のある人に対応していない社会で暮らすことによる余分なコストを抱えている。例えば、スウェーデンでは23,012ユーロ/年、ベルギーでは14,550ユーロ/年が障害関連コストと見積もられている[[120]](#footnote-120)。

**質問案**

**・**EUは、人々が貧困から抜け出すための最良のメカニズムとして何を考えていますか、また、貧困から抜け出すための障害者支援に特別な焦点が当てられることをどのように保証してきましたか。

**・**EUは、EUの資金が障害のある人の貧困からの脱却に役立つことをどのように確認し、資金の使われ方の有効性をどのように監視するつもりですか？

**第29条：** 政治的及び公的活動への参加

EU条約とEU基本権憲章は、障害のある人が選挙権や被選挙権を含む市民権を行使する際に差別を受けない権利を認めている。しかし、障害のある人は、政治的・公的活動に参加する権利を他の人々と平等に行使することを妨げる、一連の法的・実際的な障壁に直面している。

[欧州経済社会委員会](https://www.eesc.europa.eu/en/our-work/opinions-information-reports/opinions/need-guarantee-real-rights-persons-disabilities-vote-european-parliament-elections-additional-opinion)（European Economic and Social Committee）の最新のデータによると、14の加盟国で約40万人の障害のある人が選挙権を剥奪されており[[121]](#footnote-121)、EU27カ国それぞれにおいて、一部の障害のある人が他の人と平等に欧州議会選挙に参加する可能性を奪う規則や組織的な取り決めが存在する。さらに、すべての障害のある人が欧州議会選挙で候補者として立候補する権利を保証しているのは、EUの7カ国のみである[[122]](#footnote-122)。

2020年、欧州議会は[1976年欧州連合（EU）選挙法の改革を提案する決議](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2020/2220(INL)&l=en)を打ち出した。これは、EU議会選挙をよりアクセスしやすく、障害のあるEU市民を取り込むための重要な機会である。しかし、理事会の加盟国がこのような提案に同意するかどうか、また、国レベルで取り決められるEU選挙のアクセシビリティを高めるなど、障害のあるすべてのEU市民が投票できるようにするための新規則がどうなるかは、まだ定かではない。

政策決定者に障害のある人が十分に含まれていない。欧州議会の議員705人のうち、目に見える障害のある議員はわずか4人である。

公的活動への参加に関しては、2021年にEUの3つの主要機関（欧州委員会、欧州議会、理事会）が「欧州未来会議」として知られる共同民主主義的イニシアチブを開始した。この会議の主な目的は、EU市民が思い描くEUの未来について、意見やアイデアを集めることである。会議への参加方法は、[アクセスできないデジタルプラットフォーム](https://www.edf-feph.org/the-platform-of-the-conference-on-the-future-of-europe-must-fix-its-accessibility-problems/)（詳細は**第2部第29条**参照）と、無作為に選ばれた市民が参加し、プラットフォームを通じて受け取ったさまざまな提案についてパネルディスカッションを行う方法である。EDFを含む様々な市民社会組織は、[市民パネル（無作為に電話で選ばれた）の多様性の欠如](https://citizenstakeover.eu/blog/ctoe-sounds-the-alarm-the-conference-risks-excluding-already-marginalised-communities/)を提起している。

**質問案**

**・**EUは、欧州の選挙において、障害のある人の投票権および候補者としての立候補権をどのように支援するつもりですか。

**・**EUは、すべての障害のある人にとっての欧州選挙のアクセシビリティをどのように確保しますか？

**・**「欧州未来会議」など、EUの公的議論に障害のある人が参加できるようにするために、EUはこれまでどのような行動をとってきましたか、また今後とる予定ですか。

**第30条：** 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

2018年10月1日、EUは、電子書籍などの印刷媒体のアクセシブル版を作成するために一定の著作権免除を認めるため、視覚障害のある人及び印刷物の利用に障害のある人による出版物へのアクセスを容易にするマラケシュ条約を批准した。

EUは、2018年11月に採択された[改正視聴覚メディアサービス指令](https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2018/1808/oj)を通じて、テレビ放送やオンデマンドサービスのアクセシビリティを確保するための国家の法的義務の強化に向けて一歩前進した。各国は、その管轄下にあるメディア・サービス提供者が、相応の措置により、視聴覚コンテンツを継続的かつ段階的に障害のある人にとってよりアクセスしやすくすることを保証しなければならない。ただし、この目標に到達するためのスケジュールや質的・量的な目標はこの指令では一切規定されておらず、加盟国に義務付けていない[[123]](#footnote-123)。EUの法文が曖昧なため、加盟国間でアクセシビリティのレベルが異なる危険性がある。視聴覚コンテンツのアクセシビリティを確保するための最先端の国際基準が存在する中で、これは特に残念なことである[[124]](#footnote-124)。

建築環境のアクセシビリティに関するEUの法律がない[[125]](#footnote-125)ため、障害のある人は、文化的パフォーマンスやサービスの場、文化的に重要な場所、さらにはレクリエーション、レジャー、スポーツ施設にアクセスする際の障壁に直面し続けている。このアクセスの障壁は、障害のある人が社会全体の利益のために創造的、芸術的、知的な潜在能力を開発し活用することや、スポーツ活動に観客としてだけでなく選手としても参加することを妨げていることも意味している。計画されている欧州障害者カード[[126]](#footnote-126)には、障害のある人の入場料などの減免が含まれる可能性が高いが、アクセシビリティの欠如という問題を直接的に解決するものではない。

EUには、欧州文化首都やEU現代建築賞（ミース・ファン・デル・ローエ賞）など、文化に関する事業もいくつかある。これらの事業では、現在、障害のある人のインクルージョンを主流とはしていない[[127]](#footnote-127)。また、[「クリエイティブ・ヨーロッパ」プログラム](https://ec.europa.eu/culture/fr/node/821)による資金提供は、障害を主流とし、EUが資金提供する文化事業が障害のある人に与える影響を監視する機会を逸している。

**質問案**

**・**EUの視聴覚メディアサービス指令（AVMSD）が、EU内のテレビ放送やオンデマンドサービスについて、アクセシブルなものの最低割当量や品質基準を規定していないことに留意して、EUは障害のある人が視聴覚コンテンツに公平にアクセスできるよう、どのように計画していますか？

**・**EUは、文化的公演やサービス、文化的意義のある場所、その他のレクリエーション、スポーツ、レジャー施設へのアクセスを含め、加盟国全体で障害のある人がアクセス可能で安全に文化生活に参加できることを、どのように確保しますか。この点に関して、加盟国によるマラケシュ条約の効果的な実施を監視するために、EUはどのような行動をとりますか。

**・**EUは、文化・スポーツに関する事業、賞、プログラム（資金提供プログラムを含む）がアクセス可能であり、CRPDと完全に整合していることをどのように確認しますか。

**第31条：** 統計及び資料の収集

[**ヨーロッパ統計局**](https://ec.europa.eu/eurostat)（Eurostat）は、EUの統計局である。その主要な目的の中に、「市民を関心の中心としている社会政策の主要分野に関する統計を提供する」（目的3.2.1）という項目がある[[128]](#footnote-128)。障害は、この目的の中の一分野として特定されている。すべてのデータは、性別で集計されなければならない。「[収入と生活状況に関するEU統計](https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/european-union-statistics-on-income-and-living-conditions)」(EU-SILC) は、貧困や社会的排除の問題、教育到達度によって障害のある人がどのような影響を受けるかを示している。これは、「ある程度の」または「重度の」制限のある人に応じて細分化されており、どちらも障害のある人として分類されている。このデータは、[ワシントングループ質問集（ショートセット）](https://www.washingtongroup-disability.com/question-sets/wg-short-set-on-functioning-wg-ss/)などのデータ収集技術を使えば提供されるはずの、障害の種類による分類がされていない。また、このデータは、家庭で暮らす人のみを対象としているため、施設に暮らす障害のある人を対象から外しており、居住施設でのケアは含んでいない。したがって施設に暮らす障害のある人についての十分なデータはほとんどない。

ヨーロッパ統計局が収集したデータに関して直面する重要な問題は、それらが国レベルの統計に基づいていることと、加盟国が障害への共通のアプローチに同意していないことである。

**雇用に関するデータ**

[EU労働力調査](https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/european-union-labour-force-survey)は、EU圏内に住む人々の雇用に関する数字を示している。その一環として、障害のある労働者のデータが収集されることもある。最近、EUは、EU全体の社会的進歩を監視し、社会問題のリストに関する最新のデータを示すツールである[EUソーシャル・スコアボード](https://composite-indicators.jrc.ec.europa.eu/social-scoreboard)（Social Scoreboard）において、「障害者雇用格差」を新しい指標とし、障害者雇用の監視への取り組みを強化した。これにより、障害のない人に比べて、障害のある人の労働市場への障壁をよりよく監視できるようになるはずである。しかし、雇用率に対する障害の種類の影響を区別できるような、性別も含めたより詳細なデータがまだ不足している。また、複数の障害のある人につきまとう障壁を理解する可能性も排除されている。

**障害のある女性や少女に関するデータ**

障害のある女性や少女に関するデータ・統計も不足している。[**欧州ジェンダー平等機構**](https://eige.europa.eu/)（EIGE）は、ジェンダー平等指標のデータの一部を障害別に集計することを始めた。残念ながら、いくつかの重要な分野はカバーされていない。特に、[パワー](https://eige.europa.eu/gender-equality-index/2020/domain/power)（政治、経済、社会的領域における意思決定に関する地位）と女性に対する[暴力](https://eige.europa.eu/gender-equality-index/2020/domain/violence)に関して。さらに、EUのパートナー国の障害のある女性や少女の状況についての分析も非常に限られている。EUの対外活動サービスやEU代表部では、包摂的・交差的なデータの収集が行われていない。

**国際関係や災害リスク軽減におけるデータ**

欧州市民保護・人道援助活動総局（DG ECHO）のパートナーの報告指針の最新版では、データ集計においてワシントン・グループ・ショート・セットの質問の使用を奨励している。しかし、これは義務ではなく、その実施の度合いを測る報告指標もない。同様に、EU[災害リスク管理知識センター](https://drmkc.jrc.ec.europa.eu/)（DRMKC）やEU[共同研究センター](https://ec.europa.eu/jrc/en)（JRC）がEU域内で収集したリスク評価や災害損失データも、常に障害別に集計されているわけではない。2016年、仙台フレームワークの指標作成時、EU共同研究センターは、利用可能なリソースでは、障害別集計は合理的な目的とはならないとの見解であった。

他のEUの機関も、障害別にデータを集計していない。例えば、EUにおけるCOVID-19パンデミックの定期的な監視を担当する**欧州疾病予防管理センター**（ECDC）[[129]](#footnote-129)は、障害のある人に関する統計を提供していない（データは年齢と性別で分類されていたが）。

その上、EUはCRPDの義務について報告するための人権に基づく指標システムを開発していない。唯一、**基本権庁**が2014年に単発の活動として、障害のある人の政治参加を評価する指標を出しただけである[[130]](#footnote-130)。また、欧州の持続可能な開発目標（SDGs）の指標は、国際的に合意されたものと一致しておらず、比較が困難であることを暗示している。

最後に、[欧州障害専門家学術ネットワーク（Academic Network of European Disability Experts）のウェブサイト](https://www.disability-europe.net/)上で報告書が公開されている以外、障害のある人の生活状況についての理解を広めることを目的とした大きなイベントやキャンペーンは行われていない。欧州委員会は、「欧州障害専門家プロジェクト」を通じて、研究への投資を続けており、新しい研究は指定のウェブページで公開される予定である。最初の研究分野は、COVID-19が障害のある人に与える影響と、アクセシブルな技術になる予定である。

**質問案**

**・**EUは、持続可能な開発目標に沿ったデータ収集、ワシントン・グループの質問集を用いた障害別のデータ集計、および、CRPDの義務の実施に対するEUの進捗を追跡する包括的人権指標を導入するために、どのようなステップを踏むつもりですか？

**・**障害のある女性、子ども、高齢者、施設生活者を含む欧州の障害のある人の生活状況に関するデータの入手可能性、信頼性、比較可能性における大きなギャップに対処するために、EUはどのようなデータ収集活動を行いますか。

**・**EUは、ヨーロピアンセメスター・プロセスの一環として加盟国に政策提言を行うために、ソーシャル・スコアボードの一部として雇用に関するデータ収集をどのように活用することを提案していますか？

**・**EUは、ソーシャル・スコアボードにおける障害のある人のデータ収集を、単に雇用率のデータ収集にとどまらず、どのように拡張する予定ですか？

**第32条： 国際協力**

EUは、世界での活動に関して、障害のある人の権利の促進と尊重に関連する調和された政策を採択していない。これはEUの障害者権利戦略に含まれている課題であるが、資源の配分がなく、時間枠が決められておらず、パートナー国を支援し、その進捗を監視する方法の詳細が不明確であり、どのように実施されるのかが不明である。

グローバルな活動と持続可能な開発目標（SDGs）に関して、EUは2017年6月に[「開発に関する欧州の新しい合意」](http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2017/05/pdf/European-consensus-on-development/)を採択した。この合意は、EUとその加盟国の開発協力の新しい枠組みを定めた。この文書は、SDGsに対するEUの直接的な反応であると考えられていた。その出版以来、EUは、EU加盟国とその世界的な活動の両方で、誰も置き去りにしないためにSDGsをどのように実施するかについて、何のフォローアップも政策採択も行っていない。

EUの在外公館については、世界に140あるEUの代表機関のすべての関係職員に情報、研修、ガイダンスが提供されるべきである。また、パートナーもCRPDに精通する必要があるし、各国の障害者代表組織と真の対話と協議を開始すべきである。今のところ、EUがどのように障害のある人のインクルージョンを実質的に促進し、世界におけるCRPDの実施を支援しているのか、明確な活動や時間枠はない。

**質問案**

**・**EUは、障害のある人の権利を促進するための世界的な活動に関するEU障害者行動計画を採択し、すべての開発・人道援助プログラムがCRPDに準拠するよう、どのようなステップを踏みますか（例えば、ジェンダーや人権・民主主義に関する行動計画は既に作成されている[[131]](#footnote-131)）。

**・**障害インクルーシブな国際協力に焦点を当てた障害連絡先を指定し、世界に140あるEUの公館にCRPD実施に関する指導と訓練を提供すること、そして、そのために十分な人的・財政的資源を配分するための計画はありますか？

**・**EU職員（EUの連絡先、EUの公館、欧州市民保護・人道援助活動総局の現地スタッフを含む）、および、パートナー国にあるEU加盟国の出先機関を対象に、障害者代表組織の関与も得て、CRPD実施に関する訓練と能力構築を行う計画はありますか？

**第33条：** 国内における実施及び監視

EUは、そのすべての組織、団体、機関にCRPD連絡先を指定してはいない。CRPDの実施は、司法総局に所属するEUの平等担当長官の権限下にある。しかし、条約の日常的な履行は、雇用総局の障害者統合ユニットが依然として主導している。

EDFは、欧州委員会のサービス全体にわたってCRPD実施の調整を図るため、他の平等・不利な立場にある人々の分野も担当する司法総局の権限の下に、CRPDユニットを設置するよう求めてきた。このCRPDユニットは、EUのアプローチにまだ作られていない。「障害者権利新戦略」は、主流化（すべての関連政策分野においてCRPDを体系的に取り上げることや、障害のある人の権利に関する職員研修の取り組みなど）に注意を払っているが、委員会内の人的・財政的資源の強化や、委員会の上位階層に強力で影響力のあるCRPD連絡先を設置しなければ、これを達成する方法は見いだしがたい。

さらに、EUは、欧州委員会、議会、理事会、およびすべてのEU関連機関・団体間の条約実施の調整のための組織間メカニズムをまだ確立していない。理事会には、CRPDの実施に関するいかなる内部調整メカニズムも全くない。障害者団体は、理事会レベルの意思決定手続きから完全に排除されており、監視が非常に困難であることを意味する。

障害者権利戦略で発表されたように、欧州委員会は「障害ハイレベル・グループ」を新しい「[障害プラットフォーム](https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/consult?lang=en&groupID=3820)」に移行し、2021年12月に初会合を開いた。プラットフォームは、雇用総局の欧州委員会サービスが議長を務め、事務局として障害者ユニットが支援し、メンバーは加盟国のCRPD連絡先と市民社会団体である。しかし、組織の募集は、一般的意見7に従わず、障害のある人の代表的な組織、サービス提供者協会、その他の市民社会組織を同レベルに置いている。プラットフォームは、年間作業計画を採択し、戦略の主要な取り組みについてそのメンバーに相談する予定である。しかし、プラットフォームがどのように戦略の実施を監視し、EU議会やEU理事会などの他のEU機関との連携をどのように確保するかは、まだ明確になっていない。

調整に関して、障害者権利戦略は、欧州委員会の事業内に「障害コーディネーター」を任命することを発表し、他のEU機関にもそのような役職を設けるよう奨励した。本報告作成時点では、この動きがどの程度進んだのか、また、障害コーディネーター同士がどのように連携していくのかについては不明である。

2016年以降、CRPDの独立監視枠組は、欧州議会（市民からの苦情を受け付ける請願委員会のほか、雇用・社会問題委員会、自由権委員会）、EU基本権庁、欧州オンブズマン、EDFで構成されている。この枠組みの機能については、2022年に欧州委員会が評価を行う予定である。

**質問案**

**・**EUはどのようなスケジュールでCRPDユニットを設置し、すべての組織、団体、機関に連絡先を指定しますか。

**・**欧州委員会、欧州議会、理事会の間で条約の実施を調整するために、EUはどのような機関間メカニズムを導入しますか。また理事会はどのようにして、障害のある人を代表する組織によるより良い監視を可能にし、より透明性を高めますか？

**・**EUのすべての組織や団体は、EUの障害者権利戦略で提案されているように、「障害コーディネーター」を任命しましたか？欧州委員会は、これらのコーディネーターがどのように協力していくのか説明してください。

**第2部：EU機関の条約遵守（行政機関として）**

**第1、2条： 目的および定義**

[EU職員規則](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A01962R0031-20210101)[[132]](#footnote-132)には、CRPDに準拠した障害の定義[[133]](#footnote-133)や合理的配慮、積極的差別是正措置（positive action）[[134]](#footnote-134)の考え方が盛り込まれている。しかし、その障害の定義は、共同疾病保険制度（JSIS: Joint Sickness Insurance Scheme）（**第25条**参照）など、他のEU内部文書に移換されていない。

障害のある人の定義はCRPDに準拠しているが、EUの制度は依然として医学的評価に依存している。健康診断があり、心身ともに職務を遂行するのに「ふさわしい」（fit）かどうかを評価する[[135]](#footnote-135)。また、医師のみで構成される障害委員会（invalidity committee）があり、職業上の障害を評価している[[136]](#footnote-136)。

**質問案**

**・**EU組織のすべての内部文書、政策、慣行が、CRPD第2条に規定され、職員規則に含まれている障害に対する人権的アプローチを含むよう改訂されることを確実にするために、EUはどのような措置をとりますか。

**第4条： 一般的な義務**

EU組織は、職員や訪問者のためにEU内部でCRPDを実施する包括的かつ機関横断的な戦略を持っていない。

2021-2030年のEU障害戦略には、EU組織内部で「模範を示す」ためのいくつかの行動が含まれている。これらの提案された行動は、以下に関するものである。

**・**欧州委員会における障害のある人の多様性とインクルージョンを促進する行動を含む、新しい人事戦略の採用[[137]](#footnote-137)。

**・**コミュニケーションと建物のアクセシビリティを向上させる行動（ただし、「ホスト国の都市計画要件」に注意する）[[138]](#footnote-138)

**・**ヨーロッパ学校（訳注　EU機関の職員の子どもを主に受け入れる13の学校のネットワーク。学費は無料。）の「教育支援とインクルーシブ教育の行動計画」の実施への支援[[139]](#footnote-139)

**・**すべてのEU組織、団体、機関、在外公館（delegations）に対し、それぞれの機関およびその障害者戦略のための障害コーディネーターを指名するよう要請すること。

欧州委員会、EU理事会、欧州議会の「障害者支援グループ」には、障害のある職員、障害のある人の介護をする職員など、障害にかかわる職員が集まっている。これらのグループは、CRPDを実施するための内部文書や政策の開発において、適切に協議されたり、体系的な方法で関与したりしていない。また、彼らの意見も体系的に考慮されていない[[140]](#footnote-140)。さらに、これらの支援団体には必要な資源が配分されておらず、助言や支援の要請が殺到しており、担当のEU機関のサービスも対応に苦慮している。

欧州議会は、意思決定をより全体的で効果的なものにするための中心的な連絡先の指定を、自らの決議で何回も求めている[[141]](#footnote-141)。しかし欧州議会自身では指定がなされていない。

**質問案**

**・**EUは、**すべての**EU組織、団体、機関がCRPDを実現する戦略を採用するためにどのようなステップを踏み、戦略の設計、実施、評価において、障害のある人と障害のある人の介護をする職員の密接な関与と体系的な方法による活発な協議をどのように確保しますか？この戦略にはどのような予算とスケジュールが伴いますか？

**・**すべての組織、機関、関連する総局における連絡先など、どのような統治・調整機構が、組織や機関内、機関間の戦略の作成、実施、調整、監視のために設置されるのでしょうか？理事会の約束はどのようなもので、現状はどうなっていますか。一元的かつリアルタイムに状況をフォローする責任は誰にありますか？

**第5条：** 平等及び無差別

障害のある従業員や障害のある人の介護をする人への合理的配慮の提供は、依然として課題である。

合理的配慮を提供しないことは、障害者差別の一形態（介護者の場合のように、障害のある人との関連性に基づく差別を含む）と考えられるが、EU組織は、介護者について合理的配慮方針を定める必要はないと考えている。介護者である職員に対しては、別の措置がとられているが、体系的なアプローチはなく、機関によって適用される度合いも異なる。

COVID-19のパンデミックの際、必要な合理的配慮措置の調整は限定的であった[[142]](#footnote-142)。

**質問案**

**・**EUは、在宅勤務を含め、障害のあるすべてのEU職員と障害のある人を介護する職員のための職場における合理的配慮に関する政策を採用するために、どのようなステップを踏みましたか？

**第9条：** 施設及びサービス等の利用の容易さ

ほぼすべてのEU組織の建物のアクセシビリティは、国際および欧州のアクセシビリティ基準を下回っている。2003年の監査に基づいて、すべての機関が地元の要求以上の基準を策定するよう勧告されていたにもかかわらず、ごく最近になって欧州委員会だけがアクセシビリティ要件の例外を含むガイドラインを採択し[[143]](#footnote-143)、欧州議会は新しいガイドラインを準備中である。設計から納品までアクセシビリティが考慮されているケースはごくわずかである。フランスでは、新しい法律が要求する工事を欧州議会が請け負わなければならず、請け負うことになっているが、欧州基準や国際基準のレベルに合わせるための大規模な改修工事はまだ行われていない。

欧州議会のアクセシビリティ問題を担当する部局間ワーキンググループは、いったん終了し、最近になって再活動している。欧州議会のブリュッセルの半円形会議室と委員会室は、車いす利用者にとってアクセスしにくい。ブリュッセルの半円形会議室では、高位講演者のために持ち上げ構造（pop-up constructions）が必要とされる。ストラスブールの半円形会議場では、車いす使用者は会議場の最後列にしか出席できず、演壇に安全に、あるいはまったくアクセスすることができない。

EU加盟国にあるEU事務所は、訪問者や職員が利用できるところもあれば、そうでないところもある。一般に、障害のある人はEUの事務所やその活動、イベントについてほとんど知らない。

EUの組織が主催する協議、イベント、活動は、多くの場合、障害のある人にとってアクセスしにくいものである[[144]](#footnote-144)。 欧州委員会のオンライン公開相談サイト「[あなたの声を](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say_en)」（Have your Say）は、アクセシブルではない。これは、個人としての障害のある人にとっても、障害者団体にとっても、EUの政策決定に参加するための障壁となっている。これは、欧州委員会のさまざまな事業や委員会に関連する組織が主催するワークショップや会議でも同様である[[145]](#footnote-145),[[146]](#footnote-146)。ライブ字幕や手話言語通訳などのアクセスサービスに関する要望を参加者に尋ねる質問は、イベントの登録フォームにはデフォルトでは用意されていない。障害のある人にとって最もアクセスしやすいとは言えないビデオ会議プラットフォーム（例：「WebEx」）や、すべての障害のある人にとってアクセスしやすいとは言えない対話式ツール（interactive tool）（例：「mural」）がしばしば使用される。

欧州委員会が、市民がオンライン公開協議に回答するために「EUlogin」を使った認証手続きを追加するという決定を下したことは、現在、障害のある人が回答することを妨げるアクセシビリティの障壁を作り出している。このプロセスでは、キャプチャ認証（CAPTCHA）を解くことを含むアカウントの設定が必要であり、それに代わる接続や調査への参加のためのオプションはない。これは、多くの人にとってよく知られたアクセシビリティの障壁である。セキュリティ機能によって、オンラインプロセスのアクセシビリティが損なわれることがあってはならない。

EU組織内では、アクセシビリティのないコンピュータ・アプリケーションが使用されており、スクリーンリーダーなどの支援機器を使用する障害のある人が、特定の主要な専門職、仕事、外部委託業務にまったく、あるいは同等にはアクセスできない。

**質問案**

**・**EUの建物、情報、コミュニケーション、イベント、活動、手続き、アプリケーション、管理ツールをすべての障害のある人が利用できるようにするために、どのような取り組みを行いますか。どのような行動計画を立案し、この目標にどのような予算を割り当てますか。

**・**EUは、オンライン協議ツールやプロセスを、障害のある市民が完全にアクセスできるように、いつ改正しますか？これには、オンライン協議のためのわかりやすい版の提供が含まれますか？

**第13条：** 司法手続の利用の機会

2015年のCRPD委員会からの勧告に反して、EU司法裁判所は、法的能力を奪われた者を含む障害のある人の司法への完全なアクセスを保障していない。弁護士、書記官等として裁判所で働くことを希望する可能性のある人を含め、障害のある人にとって物理的・手続的な障壁が依然として存在している。障害のある人は、EUの司法制度において積極的な役割を果たすことができない。

**質問案**

**・**EUは、その司法制度がすべての障害のある人にとって完全にアクセス可能であることを保障するために、どのような措置をとりますか？

**第21条：** 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

[EUウェブアクセシビリティ指令](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32016L2102)は、EU加盟国の公的機関のウェブサイトとモバイルアプリケーションの障害のある人へのアクセシビリティ向上を確保する規則を定めている。この指令は加盟国のみに適用されるが、EU組織はその要求事項を遵守することが奨励されている。

欧州オンブズマンは、専門家会議への参加登録のためのオンラインツールや、政策討論を促進するために欧州委員会が主催するオンラインプラットフォームなど、[欧州委員会の公共ウェブサイトのアクセシビリティの低さに関して、自主的な調査を開始](https://www.ombudsman.europa.eu/en/decision/en/107967)した。2018年には、ウェブアクセシビリティに関する行動計画の採択、最新の国際ウェブアクセシビリティ基準の遵守、職員への研修の義務付け、ウェブサイトへの「アクセシビリティ宣言」の掲載、JSISオンライン内部ウェブツールのアクセシビリティ向上など、欧州委員会が実施すべき6つの勧告が決定された。その行動計画は提示されなかったが、2021年に開始される欧州障害者権利戦略に盛り込まれた。本報告の起草時点では、このデジタルアクセシビリティ計画はまだ発表されておらず、欧州の障害者団体はそれについて相談を受けていない。

2019年、Siteimprove（訳注　ウェブサイトの品質管理ソフトの会社）は、ヨーロッパ障害フォーラム（EDF）の序文を付した報告書「[民主主義、デジタル・アクセシビリティ、EU](https://siteimprove.com/media/5009/accessible-report-eu-democracy.pdf)」を発表した。この報告書では、欧州議会のウェブサイトは、各国議会のすべてのウェブサイトと比較して、最もアクセシビリティが悪いウェブサイトであるとされた。

EUの組織が発行する能力開発、研修資料、公共キャンペーン、声明、その他の文書は、アクセシブルなフォーマットで提供されていないことが多い。例えば、COVID-19の大流行が始まった当初、EUの首脳は、ヨーロッパ人に向けて流行に関する一連の公的・ハイレベルな声明を発表したが、これらの声明が、国際手話言語による通訳、字幕、わかりやすい版によって障害のある人が利用しやすいものにすることはなかった。これは、障害者たちからの権利擁護活動により是正された。しかし、一般的に、EU長官らによる声明は、ろう者や難聴者にとってアクセシブルであることはほとんどなく、わかりやすい版で利用できる情報もほとんどないのが現状である。

さらに、[欧州委員会の「資金助成と入札ポータルサイト」](https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/home)にプロフィールを作成する手続きは、スクリーンリーダーを使用している視覚障害のある人には利用しにくい。これは、より平等で包括的な社会の創造に貢献する機会から直接的に排除するものである。

**質問案**

**・**EUは、欧州オンブズマンの勧告を実施し、すべてのEU組織、団体、機関がウェブアクセシビリティ指令の義務に従うようにするために、どのような措置をとりましたか？

**・**EU市民とのコミュニケーションを、手話言語通訳、字幕、わかりやすい版の提供など、障害のある人が利用しやすいものにするために、EUはどのような手段をとりますか。

**・**EUは、その対策がすべての人に平等な条件でアクセスできるという要件をどの程度満たしているか、どのように測定していますか。現在、この要求がどの程度満たされていると推定していますか。

**第24条： 教育**

障害のある子どもは、差別、アクセスの悪さ、合理的配慮の欠如、また欧州バカロレア（大学入学資格）に代わる資格の欠如により、EU組織のヨーロッパ学校[[147]](#footnote-147)へのアクセスが依然として困難な状況にある。障害のある子どもの排除は、2018年に発表されたEDFとヒューマン・ライツ・ウォッチの共同報告書「[沈むか泳ぐか　『ヨーロッパ学校』の制度における障害のある子どもの障壁](https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/eu1218_web2_0.pdf)」でも強調されている。

2015年の総括所見とこの共同報告書の出版以来、ヨーロッパ学校は障害のある子どもの拒否政策を見直したが、今でも医学的アプローチに従っており、受け入れは医学的および医学関連分野の評価に基づいて行われる。

2021年5月に発表された報告書によると、2019-2020学年度の間に、全生徒27,841人[[148]](#footnote-148)のうち、集中支援タイプA[[149]](#footnote-149)を受けていたのは1,379人で、特別教育ニーズを持つ子ども1人が入学を拒否された[[150]](#footnote-150)。インクルーシブ教育の欠如のため、一部の親は障害のある我が子のヨーロッパ学校への入学を断念し、仕事を辞め、国外へ出て行ってしまう。毎年、特別な教育的ニーズを理由に、多くの障害のある生徒がヨーロッパ学校を離れ、他の学校に移っている（2019-2020年度で45名）。ヨーロッパ学校は、この理由を調査していない。職員の大半がブリュッセルとその周辺に勤務・居住しているため、ほとんどの生徒が、CRPDに準拠したインクルーシブな学校制度を提供できていないベルギーのフランス語圏の学校制度に転校している[[151]](#footnote-151)。また、EUの組織の職員が加盟国に戻ることを決意し、仕事を辞めることもある。

2019年、ヨーロッパ学校の理事会は「[教育支援とインクルーシブ教育に関する行動計画](https://www.eursc.eu/Documents/2018-12-D-34-en-5.pdf)」を採択した。現在、ヨーロッパ学校は、関連する行動を実施している最中である。パンデミックのため、多くの行動が遅れている。多くの行動がインクルーシブ教育の様々な分野における新しい政策指針につながったが、それらはまだ現場の状況の具体的な改善にはつながっていない。大きな問題は、学校レベルでの実施に際しての監視の欠如である。

また、行動計画には、2つの新しい教育資格の創設やカリキュラムの柔軟性の導入など、まだ着手されていない重要な行動がいくつか存在する[[152]](#footnote-152)。さらに、ヨーロッパ学校では、資格を持った教育支援スタッフがまだ不足している。2019-2020年度には、特別な教育的ニーズを持つ生徒を教えるための追加資格を持つ支援教員（support teacher）はわずか21.3％、特別な教育的ニーズを持つ生徒を教えるために必要な資格を持つ支援コーディネーターはわずか59.5％であった[[153]](#footnote-153)。

ヨーロッパ学校は、インクルーシブ教育に関する決定に異議を唱えたり、上訴したりするための適切なメカニズムを欠いている[[154]](#footnote-154)。

[ヨーロッパ学校の事務局長室の年次計画2021](https://www.eursc.eu/Documents/2021-02-D-38-en-3.pdf)は、障害のある子どもたちのカリキュラムに対する具体的な障壁の分析を想定していた。これがどの程度実施されたかは不明である。

**質問案**

**・**障害のある生徒がヨーロッパ学校でインクルーシブな質の高い教育を受ける権利を享受することを妨げている障壁を取り除くために、EUはどのような対策をとりますか（十分な資格を持つ教育支援スタッフ、バカロレアに代わる資格証明の作成、カリキュラムへの柔軟性の導入、適切な異議申し立ての仕組み）。

**・**障害を理由とした入学拒否をしない政策を実施し、障害のある生徒が十分な質のインクルーシブ教育を得られないためにヨーロッパ学校を去ることを防ぐために、EUはどのような措置をとりますか？

**第25条： 健康**

CRPD委員会は、EU職員とその親族のための健康保険制度である共同疾病保険制度（JSIS）を改定し、障害に関連した医療ニーズを包括的にカバーするようEUに勧告した。欧州オンブズマンは、この問題について[戦略的な調査](https://www.ombudsman.europa.eu/en/decision/en/112191)を行い、欧州委員会が同委員会の勧告に対して有効な措置をとらなかったことは、失政（maladministration）に相当するとの結論を下した。オンブズマンは、欧州委員会に対し、JSISの規則を改正するよう勧告するとともに、障害のある人のニーズがJSISでどうカバーされるべきか、また、JSISが障害のある人のニーズを反映できるようにするために、職員の訓練や利害関係者との適切な協議の必要性など、いくつかの提案を行った。これらの提言に対して、EUの各組織は十分な対応をしていないことがEDFに報告された。

特に、欧州委員会が行ったJSISの一般実施規定の部分的な改訂は、障害のある場合の重病基準の実施に関して不十分であり、この基準は障害関連の医療ニーズの評価には適していないという根本的な問題を解決しなかった。EUの組織は、人権に基づくアプローチを実施するために、障害のある職員と障害のある扶養家族を持つ職員のための、医療費と医療費以外の費用をカバーする包括的な社会的保障の制度をまだ確立していない。

CRPDに関する前回報告以降の改善に関しては、JSISは2017年に障害、重病、依存に対処する中核センターを設置した。これは健康関連の障害問題に関する職員の単一窓口となり、障害問題に関する専門性が高まっている。しかし、その存在や運営状況について、もっと可視化し、職員に情報提供する必要がある。

COVID-19の大流行に関連して、COVID-19とその影響に関連する給付には問題があった[[155]](#footnote-155)。2020年3月からの要請にもかかわらず、JSISはCOVID-19を重大な疾病として認識していなかった。ウイルスによる健康被害は、ケースバイケースで、一部の被害のみが重篤とみなされることがあった。つまり、検査や第一線の医療など、ウイルスに関連するすべての費用が、全額償還の恩恵を受けるわけではなかった。5月になって、欧州委員会の個人支給管理支払事務所は、ウイルスに関連した入院について、初日の夜から払い戻しを受けることを決定した。

**質問案**

**・**欧州委員会は、欧州オンブズマンの勧告を生かすためどんな措置をとりましたか？

**・**JSISはいつ、WHOとCPRDの障害概念を明確に採用し、障害のある人が平等な立場で、健康ニーズと権利に従って、健康と福祉を維持・改善し、あるいは健康悪化を防止できる条件を確保する医療費償還の枠組みを設定しますか？

**・**JSISはCOVID-19を重篤な疾患として、またその障害のある人への長期的な影響の可能性を、どのように取り上げていますか？

**第27条：** 労働及び雇用

職員規則にはCRPDに準拠した障害の定義があるが、労働と雇用に関する制度はCRPDに沿ったものになっていない。制度は医学的評価に過度に依存し、障害のある従業員の情報アクセスに関する規定はなく、採用選考では知的障害のある人や精神障害のある人に対する意味のある積極的格差是正措置は含まれていない。

特にCOVID-19の大流行に伴う従業員の合理的配慮に関するいくつかの問題は、上記**第5条**で強調されている。

また、障害のある人の介護者である職員が利用できる手当や資格に関する包括的なシステムを確立する必要がある。すべてのEUの組織は、異なる手続き、基準、年齢範囲に従っており、解釈も異なっている。このような手続きや慣行の相違は、職員の間に混乱と不可解さをもたらしている。

EUの機関で働く人のうち、何人が障害をもっていると認識しているのか、正確にはまだ不明であり、障害のある職員の適切な採用の成果を監視することが困難である。新しいEU障害者権利戦略では、この状況を改善し、障害のある人にもっと働きかけ、採用制度を設けることを約束しているが、現段階では、これがどのように行われるのか、EU機関内に大きな変化をもたらす可能性があるのか、ほとんど情報はない。積極的格差是正制度は、最長6年の臨時契約しか提供しないが、これらの契約は必要な予算でサポートされていないことが多いため、1年更新の契約に分割されていることが多い。ほぼすべての加盟国の行政で実施されていると思われる割当雇用は存在せず、障害者戦略もそれを想定していない。

障害のある人の介護者は、治療や療養といった長期的な治療のための特別休暇を受け取っていない。障害児を持つ片親への特別な支援は想定されていない。

**質問案**

**・**EUは、正規を含むすべての契約形態において、障害のある従業員を増やすというCRPD委員会の勧告をフォローアップするために、どのような対策をとりましたか？

**・**EUは、外部委託や外部化された業務を含むすべてのEUの職務において、障害のある職員（障害のある人の介護者である職員を含む）の、採用手続きと採用後の職務遂行を支援するための合理的配慮とアクセシビリティに関する正式な方針を採用するために、どのような対策をとりますか。

**・**新しい障害者権利戦略で言及された、障害のある職員の採用を促進する約束は、実際にどのように具体化されますか。また、これらの措置が成功したかどうかを示すための指標はどのようなものですか。

**第29条： 政治的・公的活動への参加　政治的及び公的活動への参加**

欧州議会の[請願委員会](https://www.europarl.europa.eu/committees/en/peti/about)に対して、EU市民やEUに住む人々は、EUの活動分野に含まれ、彼らに直接影響を与える事柄について請願を提出することができる。しかし、[請願書を提出するサイト](https://petiport.secure.europarl.europa.eu/petitions/fr/registration/register)は、ろう者や難聴者、スクリーンリーダー使用者にはアクセスできない。

公的活動からの排除のもう一つの極端な例が、ヨーロッパ未来会議の主要な民主的取り組みに見られる。これは、EUの3大機関が合同で、多言語のデジタルプラットフォームを通じて、EUの将来についてのアイデアを提出し、議論するよう市民に呼びかけるものである。しかし残念ながら、このウェブサイトは、加盟国の公共ウェブサイトやモバイルアプリに関するEU法で採用されている最低限のアクセシビリティ要件に準拠していないため、障害者の参加は妨げられている。[EDFは、会議プラットフォームのアクセシビリティ監査を依頼](https://www.edf-feph.org/the-platform-of-the-conference-on-the-future-of-europe-must-fix-its-accessibility-problems/)したが、この報告の起草時点では、アクセシビリティの問題は解決されていない。さらに、この未来会議のオンライン会議は手話言語通訳やライブ字幕を提供せず、公開された文書もアクセシブルなフォーマットでは利用できない。

**質問案**

**・**EUは、欧州議会の請願委員会に請願を提出するオンラインシステムを含め、市民の取り組みと苦情処理の仕組みが、すべての障害のある人にとって完全にアクセス可能であることを保証するために、どのような措置をとるつもりですか。

**第31条：** 統計及び資料の収集

EU機関は、EU職員採用部（EPSO）の募集、内部採用、外部委託スタッフにおいて、障害のある人を自認する候補者に関する公開データを提供していない。

欧州議会は職員調査を実施していないため、いかなる意味でも障害に関する情報や、平等な扱いに関する認識の情報も収集していない。欧州委員会は、最近、障害を自認する人に焦点を当てた調査を実施したが、結果はまだ公表されていない。

**質問案**

**・**すべてのEU組織が、EU組織および機関内、調達、ヨーロッパ学校においてCRPDを実現するための政策を立案し実施できるように、統計や調査データを含む適切な情報を収集するために、EUはどのような措置をとりますか？

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）

1. [Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons Who Are Blind, Visually Impaired or Otherwise Print Disabled](https://www.wipo.int/marrakesh_treaty/en/) [↑](#footnote-ref-1)
2. [Commission Regulation (EU) No 1300/2014 of 18 November 2014 on the technical specifications for interoperability relating to accessibility of the Union's rail system for persons with disabilities and persons with reduced mobility](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014R1300) [↑](#footnote-ref-2)
3. [Directive (EU) 2018/1808 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities](https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2018/1808/oj) [↑](#footnote-ref-3)
4. Web Accessibility Directive, European Electronic Communications Code, Audiovisual Media Services Directive, European Accessibility Act. [↑](#footnote-ref-4)
5. Also, accessibility in the EU is often understood as the accessibility of physical and virtual environments only, which means that accessibility of information and communication, especially in national sign languages, in the EU is often not addressed. **Even though all the EU Member States have now recognised their national sign languages, the EU does not recognise the national sign languages as part of the multilingualism of the EU and does not promote their use.**  [↑](#footnote-ref-5)
6. [Council of Europe Convention on preventing and combating violence against women and domestic violence](https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treatynum=210) [↑](#footnote-ref-6)
7. EDF, [The platform of the Conference on the Future of Europe must fix its accessibility problems](https://www.edf-feph.org/the-platform-of-the-conference-on-the-future-of-europe-must-fix-its-accessibility-problems/) (September 2021) [↑](#footnote-ref-7)
8. Bulgaria, Czechia, Ireland, the Netherlands, Poland, and Romania have not ratified the Optional Protocol. [↑](#footnote-ref-8)
9. The EU Strategy for the rights of persons with disabilities 2021-2030 indicates that the “Commission will initiate work with the Council to update the EU declaration concerning the competence of the EU with regards to matters governed by the UNCRPD as recommended by the UNCRPD Committee in 2015.” However, no specific timeframe is given to complete this work. [↑](#footnote-ref-9)
10. The list of instrument is an [appendix to the Council decision of 26 November 2009 concerning the conclusion, by the European Community, of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities (2010/48/EC)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32010D0048&from=PL). It refers to Regulations and Directive relevant to persons with disabilities. [↑](#footnote-ref-10)
11. [Impact assessments](https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/planning-and-proposing-law/impact-assessments_en) examine whether there is a need for EU action and analyse the possible impacts of available solutions. These are carried out during the preparation phase, before the Commission finalises a proposal for a new law. They provide evidence to inform and support the decision-making process. [↑](#footnote-ref-11)
12. For example, the FRA carriers out research and reports on disability more broadly, however, it does little on specific areas such as cognitive disabilities, e.g., dementia. [↑](#footnote-ref-12)
13. For example, in Austria, Bulgaria, Denmark, Estonia, Germany, Italy, Latvia, Luxembourg, Portugal, Sweden. These are findings from EDF’s [2019 European Human Rights report on equality](file:///\\192.168.254.21\new%20folder%20structure\Policy\Human%20Rights%20and%20Non-Discrimination\EU%20review%202022\2021\3rd%20human%20rights%20report%20on%20equality%20and%20non-discrimination). [↑](#footnote-ref-13)
14. See for instance the findings of the [ARVID project on Advancing Access to Rights under Victims’ Directive for Persons with Disabilities](https://www.mirovni-institut.si/en/projects/arvid-advancing-access-to-rights-under-victims-directive-for-persons-with-disabilities/). [↑](#footnote-ref-14)
15. According to data published by the Fundamental Rights Agency of the European Union (FRA), 50% of persons with disabilities have reported being harassed over a 5-year period, comparing to 37% of persons without disabilities. See FRA, [Fundamental Rights Survey: CRIME, SAFETY AND VICTIMS’ RIGHTS](https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/fra-2021-crime-safety-victims-rights_en.pdf) (2021), page 22. [↑](#footnote-ref-15)
16. [Council Directive 2000/78/EC of 27 November 2000 establishing a general framework for equal treatment in employment and occupation](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32000L0078) [↑](#footnote-ref-16)
17. See article 2 “Concept of discrimination” of the directive. [↑](#footnote-ref-17)
18. However, the European Court of Justice hold in Case-303/06 Coleman v. Attridge Law stated that the directive applies to direct discrimination or harassment by association. The jurisprudence did not explicitly recognise indirect discrimination by association. In addition, the judgment in Coleman v. Attridge did not recognise a right to reasonable accommodation because of an association with a person with disabilities. [↑](#footnote-ref-18)
19. Proposal for a Council Directive on implementing the principle of equal treatment between persons irrespective of religion or belief, disability, age or sexual orientation; see [Interinstitutional File: 2008/0140(COD)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_10740_2019_INIT&from=EN). [↑](#footnote-ref-19)
20. Proposal for a Council Directive on implementing the principle of equal treatment between persons irrespective of religion or belief, disability, age or sexual orientation, [Interinstitutional File: 2008/0140(CNS)](https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8549-2021-INIT/en/pdf) (May 2021). [↑](#footnote-ref-20)
21. Equality bodies are national public institutions set up across Europe to promote equality for all and tackle discrimination. Find more information on the website of the [European Network of Equality Bodies](https://equineteurope.org/what-are-equality-bodies/). [↑](#footnote-ref-21)
22. Currently, some Member States have voluntarily extended the mandate of Equality Bodies, but some have not, implying that persons with disabilities do not enjoy the same protection across the EU. The European Commission [will make a proposal](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13098-Equality-bodies-binding-standards/public-consultation_en) regarding standards for these bodies in 2022, which should address this *lacuna*, giving victims of discrimination based on disability the same rights as other right holders across the EU. [↑](#footnote-ref-22)
23. The EU Youth Strategy failed to include young persons with disabilities. [↑](#footnote-ref-23)
24. The above-mentioned horizontal equal treatment Directive proposal incorporated provisions regarding intersectional and multiple discrimination. Nonetheless, given the lengthy negotiations in the Council, it remains not adopted. Further, concerns have been raised regarding the scope of application of the provisions, regarding whether gender and race, protected by other pieces of legislation, will be grounds those provisions would also be applied. [↑](#footnote-ref-24)
25. See [EDF position paper on the AI Regulation proposal](https://www.edf-feph.org/publications/disability-perspective-on-regulating-artificial-intelligence/); [EDRi response to public consultation on AI Regulation proposal](https://edri.org/wp-content/uploads/2021/08/European-Digital-Rights-EDRi-submission-to-European-Commission-adoption-consultation-on-the-Artificial-Intelligence-Act-August-2021.pdf) [↑](#footnote-ref-25)
26. See examples of discrimination provided in the alternative report, including in the education and employment areas. Issue of surveillance was also raised by some EDF’s members. However, it’s important to note that there is no data on the impact of AI use for people with disabilities and specifically for children and young people and women with disabilities who are often excluded of recent studies. [↑](#footnote-ref-26)
27. European Parliament [resolution of 29 November 2018 on the situation of women with disabilities (2018/2685(RSP))](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2018-0484_EN.html), para. A. [↑](#footnote-ref-27)
28. Eurostat, 2020 [↑](#footnote-ref-28)
29. ilc\_hch13, 2017 [↑](#footnote-ref-29)
30. EU-SILC, 2017 [↑](#footnote-ref-30)
31. See for example in France: La Dépêche, [#Incestehandicap : les enfants handicapés victimes d'inceste, un sujet encore tabou qui manque de témoignages](https://www.ladepeche.fr/2021/03/31/incestehandicap-les-enfants-handicapes-victimes-dinceste-un-sujet-encore-tabou-qui-manque-de-temoignages-9461244.php) (March 2021). [↑](#footnote-ref-31)
32. The 2011-2014 EU Agenda for the Rights of the Child failed to acknowledge the rights of children with disabilities. Except for a reference acknowledging that they are more exposed to violence and more at risk of seeing their rights violated, no actions directly concerning them were included in this now outdated Agenda. [↑](#footnote-ref-32)
33. Joint position paper on a Comprehensive Child Rights Strategy co-signed by 40 international and European co-signatories, July 2020. [↑](#footnote-ref-33)
34. The COVID-19 crisis has left many persons with disabilities excluded and with lack of information, in particular deafblind people and persons living in institution. The reason for that is their hardened access to information without the adequate support (interpreters, personal assistants, and support persons – limited access due to the COVID-19 measures). [↑](#footnote-ref-34)
35. [Commission communication to the Council and the European Parliament: Mutual recognition of final decisions in criminal matters [COM(2000) 495 final - not published in the Official Journal]; Summary](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM%3Al33131) [↑](#footnote-ref-35)
36. Each year, in a process known as the “[European Semester](https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/economic-and-fiscal-policy-coordination/eu-economic-governance-monitoring-prevention-correction/european-semester_en)”, the European Commission delivers an analysis of socio-economic issues that need to be addressed in each EU member state (known as the Country Reports) and then subsequently delivers another document giving direct recommendations for how each Member State should act to improve this (called the Country-Specific Recommendations). [↑](#footnote-ref-36)
37. One of the exceptions in recent years has been regarding the [Country Specific Recommendations to Latvia](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.C_.2019.301.01.0086.01.ENG&toc=OJ%3AC%3A2019%3A301%3ATOC), where recommendations were given to improve social protection for persons with disabilities in the country, but similar recommendations should arguably have been delivered to other Member States. [↑](#footnote-ref-37)
38. In addition, it does not tackle all problematic subjects, such as legal capacity which could be in the recommendations as legal capacity is restricted in many member states and makes the right to vote or be elected impossible for certain people with disabilities. [↑](#footnote-ref-38)
39. Directive (EU) 2019/882 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on the accessibility requirements for products and services (Text with EEA relevance) [↑](#footnote-ref-39)
40. The Act covers specific products and services mainly in the digital domain such as: computer and operating systems, ATMs, ticketing and check-in machines, smartphones, TV equipment related to digital television services, telephony services and related equipment, access to audio-visual media services such as television broadcast and related consumer equipment, services related to air, bus, rail and waterborne passenger transport, banking services, e-books, e-commerce. [↑](#footnote-ref-40)
41. In certain cases, such as in relation to the built environment the EU undertakes soft measures, such as promotion of the development and application of a European standard on accessibility and usability of the built environment. Due to their voluntary nature and lack binding obligations in the Accessibility Act, such initiatives are however not sufficient to ensure a harmonised approach to accessibility for persons with disabilities to the built environment throughout the EU. [↑](#footnote-ref-41)
42. Such as [ANEC](https://anec.eu/) [↑](#footnote-ref-42)
43. See [EDF Position on draft standardisation request of the European Commission](https://www.edf-feph.org/publications/edf-position-paper-on-european-commissions-draft-standardisation-request-for-the-european-accessibility-act/). [↑](#footnote-ref-43)
44. See EDF Position Papers on EC proposals for the [Digital Services Act (DSA) and Digital Markets Act (DMA)](https://www.edf-feph.org/access-denied-eu-must-ensure-accessible-digital-services-for-persons-with-disabilities/), as well as [Artificial Intelligence](https://www.edf-feph.org/publications/disability-perspective-on-regulating-artificial-intelligence/). [↑](#footnote-ref-44)
45. See also the [murder of 4 people with disabilities in an institution in Germany](https://de.euronews.com/2021/04/29/potsdam-4-tote-in-behindertenwohnstaette-mitarbeiterin-51-festgenommen) in 2021. [↑](#footnote-ref-45)
46. More information under article 11. [↑](#footnote-ref-46)
47. Autism-Europe, [Impact of COVID-19 on autistic people and their families across Europe](https://www.autismeurope.org/wp-content/uploads/2020/12/Impact-of-COVID-19_report-_Autism-Europe_December-2020.pdf) (December 2020) [↑](#footnote-ref-47)
48. A. Comas-Herrera, [Mortality associated with COVID-19 outbreaks in care homes: early international evidence](https://ltccovid.org/2020/04/12/mortality-associated-with-covid-19-outbreaks-in-care-homes-early-international-evidence/) (May 2020) [↑](#footnote-ref-48)
49. Alzheimer Europe, [Wellbeing of people with dementia and carers during the COVID-19 pandemic](https://www.alzheimer-europe.org/policy/positions/wellbeing-people-dementia-and-carers-during-covid-19-pandemic) (2020) [↑](#footnote-ref-49)
50. Infringement procedures can be launched in any policy area where the EU has competences to legislate. It can be started by the EU's own investigation or by a complaint from the public. So, anyone, including EDF members or individual citizens, can report a breach of EU law to the Secretariat-General and they will have to investigate whether an infringement procedure needs to be opened. [↑](#footnote-ref-50)
51. See more information about the Directive under article 21. [↑](#footnote-ref-51)
52. More information on the restriction linked to legal capacity to the right to vote and to stand for elections is available under article 29. [↑](#footnote-ref-52)
53. EU Fundamental Rights Agency, [Who will (not) get to vote in the 2019 European Parliament elections? Developments in the right to vote of people deprived of legal capacity in EU Member States](https://fra.europa.eu/en/publication/2019/who-will-not-get-vote-2019-european-parliament-elections), 2019. [↑](#footnote-ref-53)
54. Mental Health Europe (MHE), [Mapping and Understanding Exclusion Report: Institutional, Coercive and Community-Based Services and Practices Across Europe](https://www.mhe-sme.org/mapping-exclusion/), 2017 [↑](#footnote-ref-54)
55. Mental Health Europe (MHE), [Mapping and Understanding Exclusion Report: Institutional, Coercive and Community-Based Services and Practices Across Europe](https://www.mhe-sme.org/mapping-exclusion/), 2017 [↑](#footnote-ref-55)
56. The Convention aims to facilitate decisions in cross-border situations in relation to persons who "by reason of an impairment or insufficiency of their personal faculties, are not in a position to protect their interests". In particular, the convention: (1) determines which courts have jurisdiction to take protection measures, (2) determines which law is to be applied and who may be a “vulnerable person” and (3) establishes a system of central authorities which should cooperate, locate “vulnerable adults”, and give information on the status of vulnerable persons to other authorities. [↑](#footnote-ref-56)
57. The European Commission has published a consultation on [Civil judicial cooperation – EU-wide protection for vulnerable adults](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12965-Civil-judicial-cooperation-EU-wide-protection-for-vulnerable-adults) that includes consideration on the 2000 Hague Convention. The consultation is open until 29 March 2022 and EDF will contribute to it. [↑](#footnote-ref-57)
58. Of particular relevant for persons with disabilities are: Directive 2012/29/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 establishing minimum standards on the rights, support and protection of victims of crime (Victims’ Rights Directive); Directive 2012/13/EU of the European Parliament and of the Council of 22 May 2012 on the right to information in criminal proceedings; Directive 2010/64/EU of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 on the right to interpretation and translation in criminal proceedings. [↑](#footnote-ref-58)
59. For instance, the [Victims’ Rights Directive](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1421925131614&uri=CELEX:32012L0029) specifies that “Member States should ensure that victims with disabilities are able to benefit fully from the rights set out in the Directive, on an equal basis with others, including by facilitating the accessibility to premises where criminal proceedings are conducted and access to information.” The [Directive on procedural safeguards for children who are suspects or accused persons in criminal proceedings](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32016L0800) makes specific references to children with disabilities, including children with intellectual disabilities, accessible language and the right to education of all children deprived of their liberty. [↑](#footnote-ref-59)
60. EDF [Manifesto on the rights of women and girls with disabilities](https://www.uildm.org/wp-content/uploads/2011/11/2ndmanifestoEN.pdf) (2011). [↑](#footnote-ref-60)
61. [Council Directive 2002/8/EC of 27 January 2003 to improve access to justice in cross-border disputes by establishing minimum common rules relating to legal aid for such disputes](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32003L0008) [↑](#footnote-ref-61)
62. The [Europe’s Digital Decade: digital targets for 2030](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/europes-digital-decade-digital-targets-2030_en) for example aims to support digital skill-building of EU citizens, but does not foresee ensuring this is accessible for persons with disabilities. A study indicates that in 2012, on average 7 out of 10 European citizens had Internet access at home but only 5 out of 10 among those who declared an activity limitation connected to impairment or disability. See Scholz, Yalcin and Priestley, [Internet access for disabled people: Understanding socio-relational factors in Europe](https://cyberpsychology.eu/article/view/6767/6262) (2017). According to the [EU Strategy for the Rights of Persons with Disabilities only 64,3% of persons with disabilities aged 16+ have an internet connection at home compared to 87.9% of persons without disabilities](https://www.edf-feph.org/content/uploads/2021/03/KE0221257ENN_002-proof-2.pdf) (p.6). [↑](#footnote-ref-62)
63. The information available on persons with disabilities in the 2020 and [2021 Justice Scoreboard](https://ec.europa.eu/info/files/eu-justice-scoreboard-2021) only focused on Deaf, hard of hearing, partly sighted and blind people. It included “online information for visually or hearing impaired,” training in communication for judges on “communication with visually/hearing impaired,” and survey conducted among court users or legal professional on “needs and satisfaction of visually/hearing impaired.” [↑](#footnote-ref-63)
64. [EDF recommendations on the 2022 EU Justice Scoreboard](https://www.edf-feph.org/publications/edf-recommendations-on-the-2022-eu-justice-scoreboard/) [↑](#footnote-ref-64)
65. For example, the European Deafblind Union reports that Deafblind people are sometimes still detained in psychiatric institutions because of communication barriers. [↑](#footnote-ref-65)
66. The Council of Europe is an international organisation founded in 1949 with the aim to uphold human rights, democracy, and the rule of law in Europe. It has [47 member states](https://www.coe.int/en/web/about-us/our-member-states) which have ratified the European Convention of Human Rights and are therefore overseen by the European Court of Human Rights, an entity separate from the European Union. 46 member states have ratified the CRPD. [↑](#footnote-ref-66)
67. EDF raised several times the issue of the draft additional protocol to the Oviedo Convention in letters sent to the EU Commissioner on Equality and the Commission for Health, as well as the Council of the EU’s Working Party on Human Rights (COHOM) and [Working Party on the OSCE and Council of Europe](https://www.edf-feph.org/content/uploads/2019/06/EDF-21-49-YV-MU-Letter-COSCE-draft-additional-protocol-to-the-Oviedo-Convention-1.pdf). EDF also met with the Delegation of the EU to the Council of Europe. On 25th of October 2021, 10 [members of the European Parliament sent a letter](https://www.edf-feph.org/withdrawoviedo-joint-letter-from-meps-to-the-council-of-europe-against-the-adoption-of-the-additional-protocol/) to the Committee of Bioethics of the Council of Europe on the topic. [↑](#footnote-ref-67)
68. For example, in France, “nearly a quarter of detainees are said to have psychotic disorders”. See Parliamentary Assembly of the Council of Europe, [Detainees with disabilities in Europe](https://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=24756&lang=en) (2018), 3.3. [↑](#footnote-ref-68)
69. EDF took part in October 2016 in a [mission of the](http://www.eesc.europa.eu/?i=portal.en.news.40684)[European Economic and Social Committee (EESC)](http://www.eesc.europa.eu/)[to Greece to investigate the situation of refugees and asylum seekers with disabilities](http://www.eesc.europa.eu/?i=portal.en.news.40684); Human Rights Watch [Report ‘Greece: Refugees with Disabilities Overlooked, Underserved - Identify People with Disabilities; Ensure Access to Services’](https://www.hrw.org/news/2017/01/18/greece-refugees-disabilities-overlooked-underserved) [↑](#footnote-ref-69)
70. [Regulation (EU) 2019/125 of 16 January 2019](http://www.edf-feph.org/newsroom/news/did-eu-know-infringement-procedures) concerning trade in certain goods, which could be used for capital punishment, torture or other cruel, inhuman, or degrading treatment or punishment. It is legally binding and directly applicable in all EU Member States. [↑](#footnote-ref-70)
71. See [EDF Position paper on violence against wome n and girls with disabilities in the EU](https://www.edf-feph.org/publications/edf-position-paper-on-violence-against-women-and-girls-with-disabilities-in-the-european-union/) (2021). [↑](#footnote-ref-71)
72. FRA, [Fundamental Rights Survey: CRIME, SAFETY AND VICTIMS’ RIGHTS](https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/fra-2021-crime-safety-victims-rights_en.pdf) (2021), page 22. [↑](#footnote-ref-72)
73. Ibid, page 18. [↑](#footnote-ref-73)
74. [European Parliament resolution on the situation of women with disabilities](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2018-0484_EN.html) (2018/2685(RSP)). [↑](#footnote-ref-74)
75. More information under Article 13 on access to justice. [↑](#footnote-ref-75)
76. As mentioned under Article 6, the EU and 6 of its member states have still not ratified the Council of Europe’s Convention on preventing and combatting violence against women and domestic violence (Istanbul Convention). Ratification of the Convention would require member states to criminalise forced abortion and sterilisation. Currently, not all members of the EU criminalise those abuses. [↑](#footnote-ref-76)
77. FRA report from page 50 -51: “The EU has acknowledged that official and comparable data on children with disabilities’ enjoyment of their rights in EU Member States is lacking. (….) Despite the CRPD’s obligations, a significant gap in knowledge about the prevalence and extent of violence against children with disabilities remains. Some countries have established mechanisms for collecting data on violence against persons with disabilities, but do not disaggregate according to age; others have mechanisms for collecting data on violence against children in general, but do not collect information on whether or not the children have disabilities.” [↑](#footnote-ref-77)
78. See page 9 of the guidelines: “For children (or other persons unable to give informed consent, e.g., certain elderly populations, persons judged as lacking mental capacity), the consent must be obtained from the parents/legally authorised representative and it must be ensured that they have sufficient information to enable them to provide this on behalf and in the best interests of the children.” For medical activities or other activities involving humans requiring informed consent, the guidelines require to follow the procedures for informed consent that are described in the [Declaration of Helsinki](https://www.wma.net/policies-post/wma-declaration-of-helsinki-ethical-principles-for-medical-research-involving-human-subjects/) and the [Oviedo Bioethics Convention](https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treatynum=164). The two Conventions do not comply with the CRPD as their provision on informed consent are based on substituted decision making. [↑](#footnote-ref-78)
79. The problem also lies in the fact that some persons with disabilities, without the adequate support, are unable to give informed consent. For example, due to the lack of government funded interpreting hours, some of the Deafblind, Deaf, or hard of hearing persons have substituted interpreting (e.g., family members, friends,) which can be problematic since some of them are probably not competent to interpret the official situations and/or some of them may even work in their own interest, and not represent the interest of the disabled person. [↑](#footnote-ref-79)
80. [European Parliament resolution 2018/2685(RSP)](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2018-0484_EN.html) [↑](#footnote-ref-80)
81. The CRPD Committee raised concerns over the fact that several EU Member States still authorise forced sterilisation and abortion in their legislation, including in Croatia, Czechia, Germany, Lithuania, Slovakia, and Spain. [↑](#footnote-ref-81)
82. Available at: <https://europa.eu/euandme/passion/work-and-live-abroad_en> [↑](#footnote-ref-82)
83. Flagship initiative, mentioned on page 9 of the Strategy. [↑](#footnote-ref-83)
84. <https://deinstitutionalisationdotcom.files.wordpress.com/2017/07/guidelines-final-english.pdf> [↑](#footnote-ref-84)
85. Discrepancy across the railway companies regarding the right to travel with a personal assistant: for example on [Thalys website](https://www.thalys.com/fr/fr/promos-tarifs/le-tarif-accompagnateur-de-thalys) (trains between Belgium, France, Germany and the Netherlands), it is clearly mentioned that (only) wheelchair users can benefit from a reduced fee for their assistant, while with [SNCF](https://www.sncf.com/fr/offres-voyageurs/voyager-en-toute-situation/situation-handicap/priorite-reductions) (train in France) it is based on the % of disability and does not discriminate according to the type of disability. [↑](#footnote-ref-85)
86. The regulations and rules are uneven among the Member states which makes it difficult for persons with disabilities to plan the travels and places to go to, impacting their freedom of movement within the EU. [↑](#footnote-ref-86)
87. [Regulation (EU) No 1177/2010 of the European Parliament and of the Council of 24 November 2010 concerning the rights of passengers when travelling by sea and inland waterway and amending Regulation (EC) No 2006/2004 Text with EEA relevance](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32010R1177) [↑](#footnote-ref-87)
88. [Regulation (EC) No 1107/2006 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2006 concerning the rights of disabled persons and persons with reduced mobility when travelling by air](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32006R1107) [↑](#footnote-ref-88)
89. Such the transposition and implementation of the Web Directive, the Accessibility Act, Marrakesh Treaty, and the Audiovisual Media Services Directive and the Electronic Communications Code. [↑](#footnote-ref-89)
90. See under article 11. [↑](#footnote-ref-90)
91. For more information see [EDF paper on assistive technologies in the EU](https://www.edf-feph.org/publications/at/). [↑](#footnote-ref-91)
92. [European Disability Forum 'Plug and Pray' report](https://www.edf-feph.org/publications/plug-and-pray-2018/) on emerging technology highlighted some of the concerns raised by persons with disabilities. [↑](#footnote-ref-92)
93. See <https://www.joedolson.com/2014/03/detecting-assistive-technology/> [↑](#footnote-ref-93)
94. The European Federation of Hard of Hearing People told EDF that hearing care professionals often activate data login in hearing aids and cochlear implants without specific consent from their patients. [↑](#footnote-ref-94)
95. Privacy and data protection related to health status and disability are especially sensitive for persons with disabilities. A person’s disability can be detected by their use of assistive technology (e.g., screen-reader) when accessing a website. Revelation of one’s disability or health status against their will is not only violation of the right to privacy of the person but can also lead to discrimination, for example from potential employers or service providers. It can also lead to ‘algorithmic discrimination’ when Artificial Intelligence-based advertisement systems for example could avoid or target persons with disabilities. [↑](#footnote-ref-95)
96. See [EDF Position on Regulating Artificial Intelligence (AI) in the EU](https://www.edf-feph.org/publications/disability-perspective-on-regulating-artificial-intelligence/). [↑](#footnote-ref-96)
97. <https://www.european-agency.org/data/cross-country-reports> [↑](#footnote-ref-97)
98. European Agency for Special Needs and Inclusive Education, 2018. European Agency Statistics on Inclusive Education: 2016 Dataset Cross-Country Report [↑](#footnote-ref-98)
99. See [Annex III 3 of EC proposal for Regulating AI](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1623335154975&uri=CELEX%3A52021PC0206). [↑](#footnote-ref-99)
100. For example, possibility to request grants for prefinancing and the obligation to all member states to develop their own Inclusion and Diversity strategies. [↑](#footnote-ref-100)
101. Just over half of the Member States prohibit disability discrimination and require providing reasonable accommodation in the field of healthcare. A quarter of Member States only prohibit disability discrimination, but do not provide reasonable accommodation obligation, in the field of healthcare, while nearly a quarter do not have any requirement in this respect. One Member State does not prohibit disability discrimination in the field of healthcare but requires the provision of reasonable accommodation. [↑](#footnote-ref-101)
102. We note a decrease comparing to the [Gender Equality Index 2020](https://eige.europa.eu/gender-equality-index/2020/domain/health/disability) where 20.2% of women with disabilities and 22.8% of men with disabilities perceived themselves as in good or very good health, comparing to 83.8% of women without disabilities and 85.5% of men without disabilities. [↑](#footnote-ref-102)
103. More information is available in [EDF’s Human Rights Report on COVID-19](https://www.edf-feph.org/publications/human-rights-report-2021-impact-of-covid19-on-persons-with-disabilities/). [↑](#footnote-ref-103)
104. The European Centre for Disease Prevention and Control (ECDC), an EU agency aimed at strengthening Europe's defences against infectious diseases, played an important role in monitoring the spread of COVID-19 and giving guidance to Member States. Despite its important role, the ECDC does not appear to have a focal point on disability and did not sufficiently consult organisations of persons with disabilities during the COVID-19 crisis. [↑](#footnote-ref-104)
105. The communication to the European Parliament and Council on ‘[Preparedness for COVID-19 vaccination strategies and vaccine deployment](https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/vaccination/docs/2020_strategies_deployment_en.pdf)’ adopted on 15 October 2020 made no explicit mention of persons with disabilities. On 28 October 2020, the Commission’s [recommendation on testing](https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/preparedness_response/docs/covid19_testingstrategies_recommendation_en.pdf) also completely excludes persons with disabilities. [↑](#footnote-ref-105)
106. EDF sent [recommendations on the European Health Union Package](https://www.edf-feph.org/publications/european-health-union-package/) presented in 2021, focusing on: involvement of representative organisations of persons with disabilities, right to life, equality and non-discrimination, preparedness and response, accessibility, data collection and EU’s external actions. [↑](#footnote-ref-106)
107. More detailed information on the Directive is available in [EDF report on access to cross-border healthcare by patients with disabilities in the EU](https://www.edf-feph.org/publications/access-to-cross-border-healthcare-by-patients-with-disabilities-in-the-european-union/). [↑](#footnote-ref-107)
108. IF, [Impact of cross-border healthcare on persons with disabilities and chronic conditions](https://www.ifglobal.org/publications/if-report-impact-of-cross-border-healthcare-on-persons-with-disabilities-and-chronic-conditions/) (2016), 3, 15. [↑](#footnote-ref-108)
109. [Joint Employment Report 2021](https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwjUx9zVzuDyAhXEgv0HHZ9SCR4QFnoECAkQAQ&url=https%3A%2F%2Fec.europa.eu%2Fsocial%2FBlobServlet%3FdocId%3D23156%26langId%3Den&usg=AOvVaw3j3irWoQzueCfrnmXkLcex) [↑](#footnote-ref-109)
110. EU SILC 2017 [↑](#footnote-ref-110)
111. [Gender Equality Index 2020](https://eige.europa.eu/gender-equality-index/2020/domain/work/disability), Work [↑](#footnote-ref-111)
112. For example, the EU has invested directly in projects to assist in the integration of persons with disabilities into the labour market, notably using the EU Social Fund. The EU also facilitates, by means of an EU Regulation, the use of State Aid in the Member States to support inclusive employment, subsidise wages and provide reasonable accommodation. The General Block Exemption Regulation (EU) No 651/2014 declares certain this category of aid compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty on the Functioning of the EU. Finally, the EU Directive (Council Directive 2000/78/EC) establishes a general framework for equal treatment in employment, vocational guidance, and training. [↑](#footnote-ref-112)
113. The mean monthly earning, besides earnings from paid work, includes pensions, investments, benefits, and any other source of income. It is expressed in the purchasing power standard (PPS), which is an artificial currency that accounts for differences in price levels between Member States. [↑](#footnote-ref-113)
114. See [EDF proposals for amendments to the Pay Transparency Directive](https://www.edf-feph.org/publications/edf-proposals-for-amendments-to-the-pay-transparency-directive/) [↑](#footnote-ref-114)
115. See [Annex III 4 of EC proposal for Regulating AI](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1623335154975&uri=CELEX%3A52021PC0206). [↑](#footnote-ref-115)
116. [HireVue](https://ainowinstitute.org/disabilitybiasai-2019.pdf), an AI-powered video-interviewing system used by large firms such as Goldman Sachs and Unilever, was found to massively discriminate against many persons with disabilities who have out of the ‘norm’ facial expressions and voice. Among others, this affected Deaf, blind, and Deafblind persons, as well as those with speech impairments and people who survived a stroke. [AI systems are widely deployed in the US to use personality characteristics](https://benetech.org/wp-content/uploads/2018/11/Tech-and-Disability-Employment-Report-November-2018.pdf) as a signal of job success for specific kinds of roles, even though studies have shown they have no correlation with job performance. These tests tend to disproportionately screen out people with disabilities, specifically persons with psychosocial disabilities. [AI-based application screening tools often negatively score gaps in candidates’ employment](https://benetech.org/wp-content/uploads/2018/11/Tech-and-Disability-Employment-Report-November-2018.pdf). This can result in a lower score for a candidate with disability who might have taken a break from work due to health reasons. Gaps in employment is a proxy that also tends to discriminate against women (connected to having children), which means women with disabilities are even at greater risk of being discriminated as women and as persons with disabilities. Persons with disabilities who have intersecting identities, for example trans\* persons with disabilities, are also subject to discrimination risk even if not on the ground of disability, as in [the case of Uber suspending trans\* drivers’ accounts](https://www.cnbc.com/2018/08/08/transgender-uber-driver-suspended-tech-oversight-facial-recognition.html). The Uber security feature that required drivers to take a selfie to verify their identity. If the photo did not match to other photos on file, it was flagged, and driver’s account was suspended. This type of security software can also discriminate against a person who acquired a scar due to a burn, for example, or has undergone a facial reconstruction surgery. [↑](#footnote-ref-116)
117. See [EDF position paper on Regulating Artificial Intelligence (AI) in the EU](https://www.edf-feph.org/publications/disability-perspective-on-regulating-artificial-intelligence/). [↑](#footnote-ref-117)
118. [EU SILC 2019](http://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nui/show.do?dataset=hlth_dpe010&lang=en) [↑](#footnote-ref-118)
119. Including the United Kingdom at the time of creating this report. [↑](#footnote-ref-119)
120. Antón, J.I., Braña. F.J. and Muñoz de Bustillo, R. (2014). [An analysis of the cost of disability across Europe using the standard of living approach](https://link.springer.com/content/pdf/10.1007%2Fs13209-016-0146-5.pdf). [↑](#footnote-ref-120)
121. In 8 Member States certain persons with disabilities are automatically excluded from political participation and thus denied the right to vote. This is the case in Bulgaria, Cyprus, Estonia, Greece, Lithuania, Luxembourg, Poland, and Romania. In 6 countries, placing a person under guardianship does not automatically mean the loss of voting rights, but the court or authority taking the decision to place somebody under guardianship may also decide to restrict the voting rights. This may happen in Belgium, the Czech Republic, Hungary, Malta, Portugal, and Slovenia. Positively, recent progress in implementing the CRPD increased the number of countries in which under no circumstances may an individual be deprived of the right to vote. These 13 Member States are Austria, Croatia, Denmark, Finland, France, Germany, Ireland, Italy, Latvia, the Netherlands, Slovakia, Spain, and Sweden. [↑](#footnote-ref-121)
122. Austria, Denmark, Spain, Croatia, Italy, Netherlands, and Sweden. [↑](#footnote-ref-122)
123. The Directive only requires Member States to encourage action plans developed by service providers to achieve accessibility and leaves the concrete steps and timelines to achieve this to the will of the service providers. [↑](#footnote-ref-123)
124. During the transposition EDF has tried to advocate for obligatory quotas and quality standards for audiovisual content prescribed by national law. See [EDF toolkit on transposition of the AVMSD](https://www.edf-feph.org/publications/accessibility-of-audiovisual-media/). [↑](#footnote-ref-124)
125. As noted under Article 9, the European Accessibility Act does not ensure accessibility of the built environment, because transposing the relevant built environment requirements (Annex III) are voluntary for Member States. Only if those are transposed in national legislation they will need to be complied with. However, there is little motivation from most Member States to go beyond what the Act requires them, and even if some Member States do it (and others do not) this will create a fragmented picture for accessibility of the built environment for persons with disabilities. [↑](#footnote-ref-125)
126. See under article 18 in the report. [↑](#footnote-ref-126)
127. Unlike the [New European Bauhaus Prizes](https://europa.eu/new-european-bauhaus/2021-prizes_en). [↑](#footnote-ref-127)
128. The programme is governed by Regulation No. 99/2013 of the Parliament and the Council of 15 January 2013 on the European statistical programme. It has been extended to 2020 by Regulation (EU) 1951/2017 2017/1951 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2017. [↑](#footnote-ref-128)
129. Agency of the European Union aimed at strengthening Europe’s defences against infectious diseases [↑](#footnote-ref-129)
130. EU Fundamental Rights Agency, The right to political participation for persons with disabilities: human rights indicators, 2014 [↑](#footnote-ref-130)
131. The [EU Gender Action Plan III](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_2184) 2021-2025 and the [EU Action Plan on Human Rights and Democracy 2020-2024](https://www.consilium.europa.eu/media/46838/st12848-en20.pdf) [↑](#footnote-ref-131)
132. See Regulation (EEC, Euratom, ECSC) No 259/68 of the Council, as amended by [Regulation (EU, Euratom) No 1023/2013 of the European Parliament and of the Council.](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32013R1023) [↑](#footnote-ref-132)
133. See article 1d(4) of the Regulations. [↑](#footnote-ref-133)
134. The implementation of positive actions for persons with disabilities still requires improvement. Only inequalities relating *de facto* to women are explicitly mentioned in the Staff Regulations. According to the Commission, this does not prevent positive measures relating to persons with disabilities but neither does it require such measures: “Although not expressly required by the Staff Regulations, some institutions have also adopted implementing rules on the following matters dealt with in Title I of the Staff Regulations: equal opportunities, disability, measures of a social nature, health and safety standards and transfer. ([COM/2021/258 final](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021DC0258)). [↑](#footnote-ref-134)
135. See article 28e, chapter 3 article 12.2e, chapter 3 article 82.2e, chapter 3 article 128.2d of the regulation. [↑](#footnote-ref-135)
136. See article 33 [↑](#footnote-ref-136)
137. Section 8.1 of the strategy - but no further information is available as to how it should look like. The European Parliament for example has not provided a new human resources policy yet. [↑](#footnote-ref-137)
138. Section 8.2 of the strategy [↑](#footnote-ref-138)
139. Section 5.3 of the strategy [↑](#footnote-ref-139)
140. An example of lack of consultation is the ‘Autism Spectrum Disorder: Summary Sheet’ adopted in 2020 by the Inter-Institutional Medical Council of the EU Institutions in relation to the reimbursement of expenses for “therapy and Autism spectrum disorders”. The Medical Council restricted the recognition as “serious illness” and the corresponding ceiling of reimbursement to a limited number of cases of autism. It was reported that it had far-reaching implications EU institutions staff carers and their dependents on the autism spectrum, primarily children. The process that led to the adoption of the Medical Council’s Opinion lacked transparency and there was no prior consultation with the staff groups representing persons with disabilities. It should also be noted that autism should be considered as a disability and not an illness. [↑](#footnote-ref-140)
141. See resolutions [2015/2258(INI)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2015/2258(INI)), [2017/2127(INI)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2017/2127(INI)) and [2019/2975(RSP)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2019/2975(RSP)), as well as Report on the Equal Employment Directive [2020/2086(INI)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2020/2086(INI)) of March 2021 (pt. 39) and Report on the protection of persons with disabilities through petitions: lessons learnt [2020/2209(INI)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2020/2209(INI)) of June 2021.

     and June 2020, plus the Langensiepen Report on the Equal Employment Directive of March 2021 (pt. 39) and the Agius Saliba Report on the protection of persons with disabilities through petitions: lessons learnt, June 2021 [↑](#footnote-ref-141)
142. In the European Parliament, it was reported cases of staff with long-term health conditions, or those with family members at higher risk to COVID-19 or its health or socioeconomic consequences, not initially being granted any accommodation to decrease their risk of exposure or other health or socioeconomic consequences of the pandemic. Some of these gaps are related to pre-crisis requirements for permission to telework in the Parliament staff regulations. For instance, before teleworking became mandatory for all staff, a request for teleworking would not necessarily be possible for parents whose child is in palliative care outside the home, hospitalised, or institutionalised, or for a staff member living with a person who is recognised as vulnerable but is not a direct relative. Further concerns on reasonable accommodation were raised in terms of teleworking, which has not been officially recognised as an area where reasonable accommodation apply, and return-to-work policies. Special COVID measures to support staff and carers kicked in extremely late, due to missing structures, i.e. focal point. [↑](#footnote-ref-142)
143. Projektbüro Mobilität und Verkehr (Prof. Dr.rer.nat. habil. Wilfried Echterhoff) Studie Über Den Zugang Von Behinderten Menschen zu den Europäischen Institutionen, Abschlussbericht vom 31. August 2003. Europäisches Parlament Abteilung Gebäudeverwaltung L-2929 Luxemburg. Vergabenummer: 2002/S 193-151877.

     European Commission Office for Infrastructure and Logistics in Brussels [Manual of Standard Building Specifications](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/mit-1-performance-and-technical-performance-specification_en.pdf) Version 05/04/2019 v1.1: Improvements in the performance of renovated buildings (partial or major renovation, etc.) or redeveloped buildings must be appropriate, consistent and proportionate to the scope of the work, taking into account any existing legal, functional, technical and budgetary constraints and deadlines. Both the caveats and the limited scope of accessibility requirements make this fall short of the [CRPD Committee’s General Comment No 2](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/2&Lang=en) on Article 9, Accessibility. [↑](#footnote-ref-143)
144. Contrary to the Commission’s procurement guidelines which state that “for event organisation, the conference building should be accessible and the information should be accessible to all (e.g. sign language translator).” VADE-MECUM on Public Procurement in the Commission (updated January 2020). [↑](#footnote-ref-144)
145. This also included the ‘AGM’ platform used by the European Commission for expert meetings, which is inaccessible. [↑](#footnote-ref-145)
146. For example, the regular meetings of the [Multi-Stakeholder Platform on ICT standardisation, which was set up by a Commission decision to advise on matters related to the implementation of ICT standardisation policies](https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/multi-stakeholder-platform-ict-standardisation), do not provide access services such as captioning or sign language interpretation. [↑](#footnote-ref-146)
147. European Schools are intergovernmental schools principally designed for children of employees of EU institutions. The European Schools Board is made up of representatives of the EU Member States and the European Commission. [↑](#footnote-ref-147)
148. Schola Europaea, [Facts and figures on the beginning of the 2018-2019 school year in the European Schools](https://www.eursc.eu/Documents/2018-10-D-17-en-3.pdf) (December 2018). [↑](#footnote-ref-148)
149. There are two forms of intensive support. For children with disabilities only type A is relevant. Type B is only short term for students new to the school and having to quickly access a foreign language. [↑](#footnote-ref-149)
150. Schola Europea, [Statistic Report on the Educational Support and on the Integration of Pupils with Special Educational Needs into the European Schools in the Year 2018-2019](https://www.eursc.eu/Documents/2019-11-D-11-en-5.pdf) (May 2020). [↑](#footnote-ref-150)
151. See [UNIA report](https://www.unia.be/en/publications-statistics/publications/parallel-report-to-the-committee-on-the-rights-of-persons-with-disabilities-crpd-2021) (2021) [↑](#footnote-ref-151)
152. European Schools offer a single, highly academic curriculum leading to the European Baccalaureate. There is no other certificate prior to the Baccalaureate cycle (last two school years). The curriculum leading to the European Baccalaureate does not offer any flexibility to adapt to the needs, potential, and learning style of children with disabilities (e.g., students with dyscalculia must pass mathematics in the Baccalaureate). All European Baccalaureate candidates must have followed the full S6 and S7 curriculum to qualify for award of the Baccalaureate diploma. [↑](#footnote-ref-152)
153. While the European Schools adopted in 2020 some new recommendations regarding the qualifications of support teachers and support coordinators, it remains unclear how those will be applied by schools. The Secretariat General of the European Schools does not foresee a proper monitoring to ensure that in the future all support teachers and support coordinators will have a relevant special qualification in inclusive education. [↑](#footnote-ref-153)
154. Parents of a child with disabilities can only appeal to the Complaint Board when an application for enrolment or integration is rejected by the Director of a European School. However, there is no proper mechanism to challenge and to appeal other decisions of school directors affecting the education of a child with a disability such as decision to move a child to progression, refusal of applications for reasonable accommodation (related to classroom learning situations or to exams) or of support measures (type or hours of support). [↑](#footnote-ref-154)
155. Raised in March 2020 by Union Syndicale Fédérale in [The Joint Sickness Insurance Scheme and COVID-19 – time to act](https://unionsyndicale.eu/en/jsis-covid19-time-to-act/) [↑](#footnote-ref-155)